

半期報告書

(第57期中)

自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

株式会社 タカラトミー

東京都葛飾区立石7丁目9番10号

(391-104)

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	4
第2 事業の状況	5
1. 業績等の概要	5
2. 生産、受注及び販売の状況	7
3. 対処すべき課題	7
4. 経営上の重要な契約等	9
5. 研究開発活動	9
第3 設備の状況	10
1. 主要な設備の状況	10
2. 設備の新設、除却等の計画	10
第4 提出会社の状況	11
1. 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	18
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	19
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	20
2. 株価の推移	21
3. 役員の状況	21
第5 経理の状況	22
1. 中間連結財務諸表等	23
(1) 中間連結財務諸表	23
(2) その他	67
2. 中間財務諸表等	68
(1) 中間財務諸表	68
(2) その他	89
第6 提出会社の参考情報	90
第二部 提出会社の保証会社等の情報	91

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月26日
【中間会計期間】	第57期中 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
【会社名】	株式会社タカラトミー
【英訳名】	TOMY COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富山 幹太郎
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区立石7丁目9番10号
【電話番号】	03(5654)1280 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 田島 省二
【最寄りの連絡場所】	東京都葛飾区立石7丁目9番10号
【電話番号】	03(5654)1280 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 田島 省二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第55期中	第56期中	第57期中	第55期	第56期
会計期間	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日	自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日	自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日
売上高（百万円）	38,801	82,478	88,221	185,581	181,884
経常利益又は経常損失（△） (百万円)	887	1,808	2,030	△1,044	4,486
中間（当期）純利益又は当期純損失（△）（百万円）	857	701	1,847	△9,712	1,772
純資産額（百万円）	22,036	36,925	35,703	26,867	33,130
総資産額（百万円）	59,313	114,480	106,249	116,933	95,338
1株当たり純資産額（円）	1,099.78	304.69	341.53	287.71	327.85
1株当たり中間（当期）純利益 又は当期純損失（△）（円）	42.84	7.53	19.35	△219.43	19.00
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益（円）	35.44	7.02	16.59	—	17.69
自己資本比率（%）	37.2	24.8	30.7	23.0	32.8
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△8,440	△3,520	△2,601	△4,898	3,274
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△1,145	△3,102	1,579	△4,382	△4,765
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	1,325	1,073	△3,055	1,649	124
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高（百万円）	14,360	19,704	19,893	24,987	23,965
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]（人）	2,485 [1,295]	3,386 [1,382]	2,688 [1,503]	3,476 [1,470]	2,720 [1,075]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第56期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 第55期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 平成17年11月21日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、第55期の1株当たり当期純損失は、分割が期首に行われたものとして算出しております。
5. 平成18年3月1日付で㈱タカラと合併しております。なお、第55期の連結経営指標等は、合併が期首に行われたものとして算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第55期中	第56期中	第57期中	第55期	第56期
会計期間	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日	自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日	自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日
売上高（百万円）	18,465	31,613	34,912	40,416	63,692
経常利益（百万円）	689	654	1,715	1,354	2,242
中間（当期）純利益（百万円）	1,075	395	1,443	3,101	966
資本金（百万円）	2,989	3,459	3,459	3,459	3,459
発行済株式総数（株）	20,419,299	96,290,850	96,290,850	96,289,688	96,290,850
純資産額（百万円）	18,561	24,437	26,540	24,328	25,803
総資産額（百万円）	40,679	72,735	67,233	75,774	72,052
1株当たり配当額(円)	7.50	3.75	3.75	11.25	7.50
自己資本比率 (%)	45.6	33.6	39.5	32.1	35.8
従業員数	278	577	545	575	552
[外、平均臨時雇用者数] (人)	[52]	[55]	[58]	[52]	[55]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第56期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間（当期）純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。
4. 平成17年11月21日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、第55期の1株当たり当期純損失は、分割が期首に行われたものとして算出しております。
5. 平成18年3月1日付で㈱タカラと合併しております。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社38社及び非連結子会社2社、関連会社9社により構成されております。当中間連結会計期間における、主要な関係会社の異動は概ね次の通りであります。

主要な関係会社の異動

＜玩具事業＞

（株）キデイランドは平成19年5月9日付で同社が実施した第三者割当増資を引受けたことにより、関連会社から連結子会社になりました。

（株）ティーツーアイエンターテイメントは8月31日の役員構成の変更により関連会社から連結子会社になりました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

関連会社より連結子会社へ異動

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
（連結子会社） （株）キデイランド	東京都渋谷区	1,311	玩具事業	70.8	当社製品の販売
（連結子会社） （株）ティーツーアイエンターテイメント	東京都中央区	357	玩具事業	47.5	当社製品の販売、 当社製品の宣伝

（注） 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 異動事由は、前項の主要な関係会社の異動をご参考下さい。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
玩具事業	2,165 [1,061]
玩具周辺事業	434 [370]
その他の事業	9 [58]
全社(共通)	80 [14]
合計	2,688 [1,503]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向を除き、グループ外から当社グループへの出向を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託契約の従業員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いています。）は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 玩具事業の臨時従業員数が681名増加しておりますが、その主な理由は、当中間連結会計期間より(株)キティランドを連結子会社とした為であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	
	545 [58]

- (注) 従業員は就業人員（当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託契約の従業員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、当中間会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加などにより緩やかな回復を続けておりましたが、米国における信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題に端を発する金融市場の混乱から米国経済の減速懸念が広がるとともに、原油価格の高騰など、先行きに対する不透明感が増大しております。

玩具業界においては、家庭用ゲーム機及び関連ソフトが引き続き人気を呼ぶ一方、一般玩具市場は依然として厳しい状況にありますが、消費者嗜好の多様化に対応した魅力ある商品群も生まれつつあり、また一部中国製玩具の安全性問題に対しては、各玩具メーカーが品質安全対策の一層の強化を進めるとともに、玩具業界が一丸となって玩具の安全管理体制の徹底を進めております。

このような状況の中、当社グループは、当事業年度を“飛躍の10年のための足固めの年”と位置づけ、①定番商品の更なる高収益化をはじめとした既存事業の強化、②オリジナルコンテンツの創造と育成、③ライフスタイルを提案する新たな売場作りや新販売・物流プラットフォーム構築に向けた取り組み等を強力に進めております。

事業面においては、国内玩具事業において定番商品が好調に推移するとともに、次世代キッズアミューズメント筐体「ポケモンバトリオ」を始めとする「ポケットモンスター」関連商品及び「トランسفォーマー」関連商品の売上が拡大いたしました。海外玩具事業においては、プリスクール商品を中心とした欧州販売が順調に業績を伸ばしました。また、玩具周辺事業においては、任天堂商品を取扱うトイズユニオン㈱が更に売上を拡大させました。

この結果、当中間期連結会計期間の売上高は、88,221百万円（前年同期比7.0%増）、営業利益1,976百万円（前年同期比29.3%増）、経常利益2,030百万円（前年同期比12.3%増）、当中間純利益は、遊休不動産の売却等による特別利益580百万円・特別損失248百万円の計上もあり、1,847百万円（前年同期比163.2%増）となりました。

(セグメント別の状況～事業別)

(単位：百万円)

	売上高			営業利益		
	当中間期	前中間期	増減	当中間期	前中間期	増減
玩具事業	53,102	45,626	7,476	3,002	2,422	579
玩具周辺事業	37,312	32,432	4,880	327	571	△243
アミューズメント事業 ※	—	6,506	△6,506	—	△36	36
その他事業	966	927	38	18	7	10
消去又は全社	△3,160	△3,014	△146	△1,371	△1,436	65
連結	88,221	82,478	5,742	1,976	1,528	447

※前連結会計年度に㈱アトラスを連結除外したことにより当中間期のセグメント区分上は該当ありません。

① 玩具事業

国内市場では、プラレール、リカちゃんなど定番商品が堅調に推移するとともに、特にトミカは「ハイパー ブルーポリス」「すいすいETCドライブ」などを中心に売上を伸長させました。また、「ポケットモンスター」関連商品や当社のオリジナルコンテンツが映画化された「トランسفォーマー」関連商品が大幅に売上を拡大するとともに、貯めたくなる貯金箱「人生銀行」、低価格赤外線コントロールカー「カウル」など大人や親子をターゲットとした商品が人気を呼びました。また、戦略的な売り場や消費者との接点を拡充すべく、全国で幅広く玩具、ファンシーなどの小売事業を展開する㈱キデイランドを新たに子会社化いたしました。海外市場では、欧州において超難解パズル「Eternity II」やプリスクール商品が堅調に推移いたしました。

この結果、玩具事業における売上高は53,102百万円（前年同期比16.4%増）、営業利益は3,002百万円（前年同期比23.9%増）となりました。

② 玩具周辺事業

本年7月に導入した次世代アミューズメントマシン「ポケモンバトリオ」の“新しい遊び”提案が大きな人気を呼び、周辺玩具を含めて好調に推移しております。また、家庭用ゲーム機分野で人気の「ニンテンドーDS Lite」「Wii」関連商品を取扱う国内販売子会社のトイズユニオン㈱が売上を伸長させましたが、㈱アトラスが連結から外れたことやカプセル玩具事業のユージングループの苦戦などもあり、玩具周辺事業における売上高は37,312百万円（前年同期比15.0%増）、営業利益327百万円（前年同期比42.6%減）となりました。

(セグメント別の状況～所在地別)

① 日本

定番商品、「ポケモン」、輸出を中心とした「トランسفォーマー」の売上拡大などにより、当社業績が前年同期と比較して大幅な増収増益となったほか、トイズユニオン(株)も売上を伸ばした結果、売上高は77,060百万円(前年同期比11.7%増)、営業利益は3,002百万円(前年同期比60.0%増)となりました。

② 欧州(イギリス、フランス)

代理店ネットワークによる販売が伸長したとともに、7月に発売を開始した超難解パズル「Eternity II」やリスクール商品が堅調に推移いたしましたが、欧州カプセル玩具事業の収益悪化もあり、売上高は8,000百万円(前年同期比13.5%増)、営業利益は123百万円(前年同期比58.6%減)となりました。

③ 北米(アメリカ合衆国)

前年度において大きな売上を占めていた「きかんしゃトーマス」関連商品は前連結会計期間に北米でのライセンス使用許諾期間が終了したことにより、売上高1,308百万円(前年同期比75.5%減)、営業損失29百万円(前期は営業利益399百万円)と大幅な減少になりました。

④ アジア(香港、タイ等)

新たに台湾でもTV放映が始まったボーイズキャラクター「リューケンドー」や定番商品が堅調に推移し、売上高は16,663百万円(前年同期比15.1%増)、営業利益400百万円(前年同期比10.1%減)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	増減額	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,520	△2,601	918	3,274
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,102	1,579	4,681	△4,765
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,073	△3,055	△4,128	124
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高	19,704	19,893	189	29,365

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益を2,362百万円計上しましたが、売掛債権及びたな卸資産の増加により、2,601百万円のマイナスとなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券売却及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入により、1,579百万円のプラスとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、主として短期借入金の返済及び社債の償還により、3,055百万円のマイナスとなりました。

以上の増減額に現金及び現金同等物に係る換算差額を調整した結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末比で189百万円増加し、19,893百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらず見込み生産によっております。金額も僅少な為、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため販売の状況については、「1. 業績等の概要」における各事業のセグメント業績に関連づけて示しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、「おもちゃルネッサンス」という中期ビジョンのもと持続的な成長と収益力向上を実現するため、以下の中期重点施策を推進してまいります。

[対処すべき課題と対応方針]

(1) 中核玩具事業の強化

企画/マーケティング部門では定番商品・次世代定番化商品・戦略商品等カテゴリー戦略を明確化し、ブランド力と新商品開発力の一層の強化を図るとともに、消費者視点からの新たな売り場提案、㈱キデイランド子会社化による情報発信拠点としての活用と販売チャネルの拡充など「流通ルネッサンス」実現に向けた新流通戦略を加速させてまいります。

(2) 玩具周辺事業の拡大

幅広い年令層のニーズや時代のトレンドを的確に捉え、玩具周辺事業の更なる拡充を図り、当社グループの総合力を最大限発揮しつつ、コンテンツを拡大・育成・回収する強固なビジネスモデルを構築してまいります。

(3) 費用の最適化による収益力の向上

グローバルな視点からの生産管理体制見直しによるコストダウンを始めとして、企画・開発・生産・物流・販売(マーケティング)の全てのバリューチェーンで徹底した収益構造改革を推進し、中核玩具事業の更なる収益力強化・安定化を目指します。

(4) エンターテイメントコンテンツ事業への進化

連結子会社㈱竜の子プロダクションが所有する豊富なオリジナルコンテンツ活用策が始動し、今後「ヤッターマン」のテレビ放映開始を始めとして、その他有力コンテンツの映像化と玩具を中心とした幅広い商品展開を推進し、グループシナジーの追求やパートナーとのコラボレーションを通じ、コンテンツ事業の更なる深化を図ってまいります。

(5) グローバル市場への挑戦

国内コンテンツの水平展開、地域特性に応じたマーケティング、戦略的アライアンスの推進などにより、日本・欧州・北米・アジアの4極体制を確立し、真のグローバル化に向けた事業基盤を構築してまいります。

(6) 商品の安全対策

安全基準の見直しと品質管理の徹底に努め、安全で安心な商品の提供を行ってまいります。中国深圳(シンセン)での重金属のX線分析装置の導入、企画開発パートナー会社や生産委託先と連繋した安全基準の徹底など、お客様の安全を第一とする安全対策の更なる強化を進めてまいります。

(7) 内部統制強化とCSR推進

内部統制環境を整備し、コーポレートガバナンス強化、コンプライアンスの徹底を図るとともに、「おもちゃ企業」らしいCSR(企業の社会的責任)活動を推進してまいります。

(8) 新たな企業風土の醸成と人材育成

当社グループの企業理念である「すべてのステークホルダーの夢の実現」に向け、時代のニーズを先取りする創造性と遊び心に富んだ人材の育成に注力し、「21世紀のおもちゃや」に相応しい企業風土の醸成を図ってまいります。

(9) 会社の支配に関する基本方針

当社は平成19年4月17日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を以下のとおり決定いたしました。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条に規定される「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」)

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう。」、「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる。」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。お蔭様でお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」、「トミカ」、「リカちゃん」、「チョロQ」など多数の商品が世代間を越えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれています。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、「こどもたち、わたした

ち、株主の皆様、パートナーの皆様、そして私たちの社会のそれぞれの夢の実現のために、当社は新しい遊びの価値を創造します。」という内容の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のため」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えています。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、全てのステークホルダーの方の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社の株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値に及ぼす影響、更には、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

(10) 当社株式の大規模買付行為等に関する具体的方針

当社は、平成17年6月7日開催の取締役会において特定株主グループによる当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社が発行する株式の大規模買付行為等に関する具体的な対応方針（以下「本対応方針」）の導入を決定し、平成19年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様にご賛同いただいております。

① 本対応方針導入の目的

本対応方針は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上をその目的としております。当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主の皆様共同の利益に反する買付行為を防ぐために本対応方針を導入いたしました。

② 本対応方針の概要

本対応方針は、当社が発行する株券等について、20%以上の買付けを行うことを希望する買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、これに対する抗議が相当であると認められる場合には、当社は、必ず特別委員会の諮問を経た上、対抗措置の発動、不発動等を決定し、対抗措置を発動する場合に株主の皆様に割当てられる新株予約権には、一定の買付者等による権利行使は認められないという行使条件、及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより当該買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなる新株予約権の無償割当を行なうことができる事前警告型ライツプランで、次の特徴をもっております。

イ 株主意思の反映

- ・株主様のご意向が反映される内容となっております。
- ・導入、更新のために株主総会決議が必要です。
- ・株主総会決議により廃止が可能です。
- ・本対応方針の導入と併せて取締役の任期を1年に短縮することから、毎年の定時株主総会での取締役の選任を通じて意向表明が可能です。

ロ 独立性の高い特別委員会

当社取締役会は、対抗措置の発動等に際しては、必ず特別委員会の諮問を経ることとされており、特別委員会は、3名以上の独立性の高い当社社外取締役及び社外監査役により構成されております。

ハ 有効期間

本対応方針の有効期間は、原則3年間とし、2010年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとなっており、更新する場合には、別途株主総会決議が必要となります。また、有効期間中であっても、株主総会決議または取締役会決議により、いつでも廃止することができます。

③ 株主への影響

本対応方針の導入時点においては、新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間の開始日から当報告書の提出日までの間に新たに締結及び解約した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、すべてのステークホルダーの「夢」を実現するために「新しい遊びの価値」を創造することを企業理念として、世界中の子供たちに夢と希望を与える商品やコンテンツの創出に向けて研究活動を行っております。

玩具事業においては、トミカ、リカちゃんなどの定番商品ラインで新シリーズの投入や新しいアクションの採用など、これまでの定番商品の発想を超える新しい遊びを付加した商品を開発し、ブランド力の更なる強化を図りました。トミカでは新たに「ハイパーブルーポリス」を加え、ハイパーシリーズの世界観をさらに醸成する商品を創出するとともに、発売40周年を迎えたリカちゃんは、これまでのイメージを一新し、おしゃれ・知育要素を取り入れた「リカ ワールドツアーサーリーズを商品化いたしました。また、チョロQを立体カード化し、さまざまなカードを組み合わせることで自由にチョロQをカスタマイズすることができる「チョロQデッキシステム」を開発いたしました。さらに、当社のオリジナルコンテンツが映画化された「トランسفォーマー」では、映画に登場するキャラクターを忠実に再現し、リアルな変形を楽しめる高度な変形玩具の開発技術を集積した商品を実現いたしました。玩具周辺事業では、「パック」を使いゲーム画面上のポケモンを直接操作して遊ぶことができる次世代キッズアミューズメント筐体「ポケモンバトリア」を㈱AQインターラクティブと共同で開発いたしました。

以上により、当中間連結会計期間における研究開発費は、玩具事業1,139百万円、玩具周辺事業207百万円、合計1,346百万円であります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1)提出会社

当中間連結会計期間に以下の設備を売却いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具器具 備品	土地 (面積m ²)	その他		
東京事業所 (東京都葛飾区)	玩具事業	事務所	93	0	1	251 (1,195)	3	348	—

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、(株)トミーテックにおいて前連結会計年度に計画しておりました金型投資480百万円につきましては、当中間連結会計期間において154百万円の投資を完了し、事業の用に供しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	384,000,000
計	384,000,000

(注) 平成19年6月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より224,000,000株増加し、384,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (平成19年9月30日)	提出日現在発行数（株） (平成19年12月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	96,290,850	96,290,850	東京証券取引所（市場第一部）	(注) 2
計	96,290,850	96,290,850	—	—

(注) 1. 「提出日現在」欄の発行数には、平成19年12月1日以降提出日までの潜在株式の権利行使により発行されたものは含まれておりません。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個）	3,120	3,112
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	624,000	622,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	721	721
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成21年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 721 資本組入額 361	発行価格 721 資本組入額 361
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役 または使用人の地位を失った後 も権利の行使可能。また、被付 与者が死亡した場合には相続人 が権利の行使可能。ただし、い ずれの場合にも権利付与対象者 との間で締結する権利付与契約 に定める条件による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認 めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個）	3,780	3,780
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	756,000	756,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	879	879
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成22年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 879 資本組入額 440	発行価格 879 資本組入額 440
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役 または使用人の地位を失った後 も権利の行使可能。また、被付 与者が死亡した場合には相続人 が権利の行使可能。ただし、い ずれの場合にも権利付与対象者 との間で締結する権利付与契約 に定める条件による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認 めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

② 旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成16年6月3日取締役会決議

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (平成16年6月23日発行)	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	5,718	5,718
新株予約権の数（個）	5,718	5,718
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,864,345	6,864,345
新株予約権の行使時の払込金額（円）	833	833
新株予約権の行使期間	平成16年8月2日から 平成21年3月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 資本組入額	833 416.5
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利 益を喪失した場合には、以後本 新株予約権を行使することはで きないものとする。また各本新 株予約権の一部について行使請 求することはできないものとす る。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	商法第341条ノ2第4項の定め により本社債の社債部分と本新 株予約権のうち一方のみを譲渡 することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 転換価格は、新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価格又は処分価格で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く）をいいます。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分}}{\text{株式数}} \times \frac{1 \text{株あたりの發}}{\text{行・処分価格}}}{1 \text{株あたり時価}} \\
 \text{転換価格} & & \hline
 & & \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}$$

また、転換価格は、普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価格をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

なお、当該転換社債型新株予約権付社債の社債管理委託契約証書に規定された転換価額の下方修正条項の適用により平成19年7月23日以降は転換価額が834円に、また平成19年7月18日開催の当社取締役会において、ストックオプション（新株予約権）の割当が決議され9月1日に実行されることに伴い、平成19年9月2日以降は転換価額が833円となっております。

(注) 2 新株予約権付社債の社債権者が新株予約権を行使したときは社債の金額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があつたものとみなします。

③ 会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成19年3月6日取締役会決議

2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (平成19年3月23日発行)	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	7,000	7,000
新株予約権の数（個）	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,090,909	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	770	同左
新株予約権の行使期間	平成20年3月23日から 平成24年3月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 770 資本組入額 385	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部について行使 請求することはできないものと する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第 3項本文の定めにより、社債又 は新株予約権の一方のみを譲渡 することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	(注)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 新株予約権付社債の社債権者が新株予約権を行使したときは社債の金額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があつたものとみなします。

④ 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年7月18日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個）	9,806	9,789
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	980,600	978,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	745	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成25年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 745 資本組入額 373	同左
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役 または使用人の地位を失った後 も権利の行使可能。また、被付 与者が死亡した場合には相続人 が権利の行使可能。ただし、い ずれの場合にも権利付与対象者 との間で締結する権利付与契約 に定める条件による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成19年7月18日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個）	9,955	9,938
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	995,500	993,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	745	745
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成25年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 745 資本組入額 373	同左
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役 または使用人の地位を失った後 も権利の行使可能。また、被付 与者が死亡した場合には相続人 が権利の行使可能。ただし、い ずれの場合にも権利付与対象者 との間で締結する権利付与契約 に定める条件による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認 めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成19年4月1日 ～ 平成19年9月30日	—	96,290,850	—	3,459	—	6,050

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ティーピージー リッチモント ワン エル ピー (常任代理人 メリルリンチ 日本証券(株))	M&C CORPORATE SERVICES LIMITED. P. O. BOX 309GT, UGLAND HOUSE, SOUTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋1-4-1)	13,545	14.06
(株)インデックス・ホールディングス	東京都世田谷区太子堂4-1-1	13,307	13.82
富山 幹太郎	東京都葛飾区	4,898	5.08
有限会社トミーインシュアラス	東京都葛飾区立石7-9-10	4,520	4.69
富山 章江	東京都葛飾区	2,483	2.57
ドイチュ バンク アーゲーロンドン ピービー ノント リティー クライアント 6 13 (常任代理人 ドイツ証券 株)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2-11-1)	2,119	2.20
日本マスタートラスト信託銀行 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,842	1.91
東京中小企業投資育成株	東京都渋谷区渋谷3-29-22	1,516	1.57
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (常任代理人 モルガン・ス タンレー証券(株))	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA ENGLAND (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)	1,515	1.57
日本トラスティ・サービス信 託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,091	1.13
計		46,840	48.65

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 815,200	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式
	(相互保有株式) 普通株式 17,800	—	
完全議決権株式 (その他)	普通株式 94,362,000	943,620	同上
単元未満株式	普通株式 1,095,850	—	同上
発行済株式総数	96,290,850	—	—
総株主の議決権	—	943,620	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が19,700株 (議決権の数197個) 含ま
れています。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(株)タカラトミー	東京都葛飾区立石 7-9-10	815,200	—	815,200	0.85
(株)キディランド	東京都渋谷区神宮 前6-1-9	17,800	—	17,800	0.02
計	—	833,000	—	833,000	0.87

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	770	850	860	831	783	651
最低 (円)	738	756	797	755	641	560

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I. 流動資産							
1. 現金及び預金	※1	19,978		20,291		24,323	
2. 受取手形及び売掛 金	※4	30,161		28,486		22,727	
3. 有価証券		65		64		64	
4. たな卸資産		16,023		15,751		11,948	
5. 繰延税金資産		3,858		3,576		3,586	
6. その他		6,521		5,229		3,930	
貸倒引当金		△619		△474		△524	
流動資産合計		75,988	66.4	72,925	68.7	66,056	69.3
II. 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物	※1	17,047		14,383		13,227	
減価償却累計額		8,246		7,409		6,528	
減損損失累計額		111		246		46	
(2) 機械装置及び運 搬具		2,668		2,424		2,796	
減価償却累計額		2,238		2,053		2,354	
(3) 工具器具備品		42,018		37,378		35,815	
減価償却累計額		36,955		34,089		32,779	
減損損失累計額		59		81		—	
(4) 土地	※1	6,002		3,207		3,035	
(5) 建設仮勘定		248		10,754		6,185	
有形固定資産合計		20,373		330		162	
2. 無形固定資産	※5	1,973		21,392		16,477	
3. 投資その他の資産				1,045		2,302	
(1) 投資有価証券	※1,6	7,946		5,493		6,775	
(2) 繰延税金資産		1,535		851		777	
(3) その他		6,808		4,620		2,932	
貸倒引当金		△164		△113		△25	
投資その他の資産 合計		16,126		10,851		10,459	
固定資産合計		38,473	33.6	33,289	31.3	29,239	30.7
III. 繰延資産							
社債発行費		18		33		42	
繰延資産合計		18	0.0	33	0.0	42	0.0
資産合計		114,480	100.0	106,249	100.0	95,338	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)									
I. 流動負債									
1. 支払手形及び買掛 金	※1, 4	15, 201		13, 393		8, 916			
2. 短期借入金	※ 1	25, 740		15, 573		17, 105			
3. 一年以内償還予定 社債		650		2, 933		2, 250			
4. 一年以内返済予定 長期借入金	※ 1	864		816		627			
5. 未払金	※ 7	6, 027		5, 203		4, 924			
6. 未払費用		4, 291		4, 015		3, 700			
7. 未払法人税等		969		790		194			
8. 返品調整引当金		55		63		98			
9. 製品自主回収引当 金		184		134		154			
10. 役員賞与引当金		48		60		72			
11. その他	※ 6	3, 282		1, 471		835			
流動負債合計		57, 317	50.0	44, 454	41.8	38, 880	40.7		
II. 固定負債									
1. 社債		4, 400		2, 234		3, 483			
2. 新株予約権付社債	※ 1	5, 718		12, 718		12, 718			
3. 長期借入金		4, 297		5, 372		2, 835			
4. 繰延税金負債		246		1, 406		220			
5. 再評価に係る繰延 税金負債		743		647		743			
6. 退職給付引当金		1, 313		1, 664		1, 370			
7. 役員退職慰労引当 金		580		228		485			
8. 投資損失引当金		361		—		—			
9. その他		2, 576		1, 819		1, 470			
固定負債合計		20, 238	17.7	26, 090	24.6	23, 327	24.5		
負債合計		77, 555	67.7	70, 545	66.4	62, 207	65.2		

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)		金額 (百万円)	構成比 (%)		金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)									
I. 株主資本									
1. 資本金		3,459	3.0		3,459	3.3		3,459	3.6
2. 資本剰余金		6,058	5.3		7,252	6.8		7,251	7.6
3. 利益剰余金		20,467	18.0		22,779	21.4		21,267	22.4
4. 自己株式		△1,040	△0.9		△113	△0.1		△106	△0.1
株主資本合計		28,944	25.4		33,378	31.4		31,871	33.5
II. 評価・換算差額等									
1. その他有価証券評 価差額金		785	0.7		769	0.7		864	0.9
2. 繰延ヘッジ損益		256	0.2		△32	△0.0		123	0.1
3. 土地再評価差額金		△673	△0.6		△696	△0.7		△673	△0.7
4. 為替換算調整勘定		△908	△0.8		△814	△0.7		△883	△0.9
評価・換算差額等合計		△539	△0.5		△774	△0.7		△568	△0.6
III. 新株予約権		—	—		7	0.0		—	—
IV. 少数株主持分		8,520	7.4		3,093	2.9		1,828	1.9
純資産合計		36,925	32.3		35,703	33.6		33,130	34.8
負債純資産合計		114,480	100.0		106,249	100.0		95,338	100.0

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I. 売上高		82,478	100.0	88,221	100.0	181,884	100.0
II. 売上原価		59,137	71.7	64,298	72.9	134,373	73.9
売上総利益		23,341	28.3	23,923	27.1	47,511	26.1
III. 販売費及び一般管理費							
1. 荷造運賃		1,083		1,173		2,455	
2. 保管料		1,255		1,092		2,341	
3. 広告費		5,365		4,147		10,276	
4. 役員報酬		342		329		640	
5. 従業員給与手当		6,263		6,746		12,509	
6. 退職給付費用		312		351		627	
7. 役員退職慰労引当金繰入額		87		33		115	
8. 減価償却費		391		445		813	
9. 研究開発費		1,218		1,344		2,683	
10. 支払手数料		1,114		1,606		2,258	
11. 貸倒引当金繰入額		183		14		169	
12. その他		4,192	21,812	26.4	4,660	21,946	24.9
営業利益		1,528	1.9	1,976	2.2	4,731	2.6
IV. 営業外収益							
1. 受取利息及び配当金		100		151		171	
2. 為替差益		10		9		125	
3. 負ののれん償却額		124		189		15	
4. 匿名組合投資利益		87		21		—	
5. 仕入割引		—		84		—	
6. その他		494	818	1.0	170	627	0.7
V. 営業外費用							
1. 支払利息		263		263		590	
2. 売上割引		25		6		32	
3. 持分法による投資損失		144		194		524	
4. 映画出資金償却額		61		—		—	
5. その他		44	538	0.7	109	573	0.6
経常利益		1,808	2.2		2,030	2.3	

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）
VI. 特別利益										
1. 固定資産売却益	※1	97			338			311		
2. 貸倒引当金戻入益		28			—			123		
3. 投資有価証券売却益		58			163			47		
4. 保険満期解約益		278			11			307		
5. その他		78		0.7	67	580	0.7	215	1,004	0.5
VII. 特別損失										
1. 固定資産売却損	※2	0			73			9		
2. 固定資産除却損	※3	47			19			176		
3. 投資有価証券評価損		627			3			656		
4. 投資損失引当金繰入額		361			—			—		
5. 貸倒引当金繰入額		—			80			—		
6. 減損損失	※4	83			14			83		
7. 過年度製品回収費用清算損失		—			32			—		
8. その他		229	1,349	1.7	25	248	0.3	734	1,660	0.9
税金等調整前中間 (当期) 純利益			1,000						3,831	2.1
法人税、住民税及び事業税		808			584			1,419		
還付法人税等		△85			△85			△85		
法人税等調整額		△110	612	0.7	94	594	0.7	1,120	2,454	1.3
少数株主利益		△313		△0.3		△78	△0.1		△395	△0.2
中間(当期) 純利益		701		0.8		1,847	2.1		1,772	1.0

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,459	6,050	20,438	△1,028	28,919
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	0	0			1
剰余金の配当（注）			△349		△349
役員賞与（注）			△46		△46
中間純利益			701		701
自己株式の取得				△14	△14
自己株式の処分		8		1	9
持分法除外による減少			△36		△36
連結除外による減少			△240		△240
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	0	8	28	△12	24
平成18年9月30日残高 (百万円)	3,459	6,058	20,467	△1,040	28,944

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	406	—	△673	△1,785	△2,052	8,988	35,855
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行							1
剰余金の配当（注）							△349
役員賞与（注）							△46
中間純利益							701
自己株式の取得							△14
自己株式の処分							9
持分法除外による減少							△36
連結除外による減少							△240
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	378	256	—	876	1,512	△467	1,044
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	378	256	—	876	1,512	△467	1,069
平成18年9月30日残高 (百万円)	785	256	△673	△908	△539	8,520	36,925

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,459	7,251	21,267	△106	31,871
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△357		△357
中間純利益			1,847		1,847
土地再評価差額取崩金			23		23
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		1			1
持分比率変動による自己株式の増加				△1	△1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	1	1,512	△6	1,506
平成19年9月30日残高 (百万円)	3,459	7,252	22,779	△113	33,378

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成19年3月31日残高 (百万円)	864	123	△673	△883	△568	—	1,828	33,130
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当								△357
中間純利益								1,847
土地再評価差額取崩金								23
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								1
持分比率変動による自己株式の増加								△1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△95	△156	△23	69	△205	7	1,264	1,066
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△95	△156	△23	69	△205	7	1,264	2,573
平成19年9月30日残高 (百万円)	769	△32	△696	△814	△774	7	3,093	35,703

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	3,459	6,050	20,438	△1,028	28,919
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	0	0			1
剰余金の配当（注）			△349		△349
剰余金の配当			△349		△349
役員賞与（注）			△46		△46
当期純利益			1,772		1,772
自己株式の取得				△23	△23
自己株式の処分		1,200		944	2,145
持分法除外による増加			83		83
連結子会社等の範囲変更による減少			△281		△281
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	0	1,200	828	921	2,951
平成19年3月31日 残高 (百万円)	3,459	7,251	21,267	△106	31,871

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	406	—	△673	△1,785	△2,052	8,988	35,855
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							1
剰余金の配当（注）							△349
剰余金の配当							△349
役員賞与（注）							△46
当期純利益							1,772
自己株式の取得							△23
自己株式の処分							2,145
持分法除外による増加							83
連結子会社等の範囲変更による減少							△281
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	457	123	—	902	1,483	△7,159	△5,676
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	457	123	—	902	1,483	△7,159	△2,725
平成19年3月31日 残高 (百万円)	864	123	△673	△883	△568	1,828	33,130

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		1,000	2,362	3,831
減価償却費		1,868	1,298	3,318
減損損失		83	14	83
投資有価証券評価損		627	3	656
固定資産除却損		47	19	176
貸倒引当金の増減額 (減少額△)		161	34	292
退職給付引当金の増減額 (減少額△)		27	36	83
役員退職慰労引当金の増減額 (減少額△)		△1,095	△261	△1,092
投資損失引当金の増減額 (減少額△)		△1,324	—	△1,686
受取利息及び受取配当金		△100	△151	△171
支払利息		263	263	590
投資有価証券売却損益		△58	△163	231
売上債権の増減額 (増加額△)		△7,447	△4,033	△1,961
たな卸資産の増減額 (増加額△)		△3,198	△2,412	△1,577
未収入金の増減額 (増加額△)		△41	△244	427
前払費用の増減額 (増加額△)		△651	—	—
長期前払費用の増減額 (増加額△)		△40	—	—
仕入債務の増減額 (減少額△)		4,646	1,994	680
未払金の増減額 (減少額△)		296	△201	△40
未払費用の増減額 (減少額△)		492	19	580
預り保証金の増減額 (減少額△)		△627	△17	△623
その他		2,563	△1,004	2,062
小計		△2,508	△2,444	5,863
利息及び配当金の受取額		100	147	170
利息の支払額		△295	△306	△678
法人税等の支払額		△817	0	△2,081
営業活動によるキャッシュ・フロー		△3,520	△2,601	3,274

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△1	—	△65
有価証券の売却による収入		12	—	78
有形固定資産の取得による支出		△2,888	△1,344	△4,136
有形固定資産の売却による収入		450	972	667
無形固定資産の取得による支出		△429	△152	△636
投資有価証券の取得による支出		△415	△505	△864
投資有価証券の売却による収入		536	1,037	597
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入		—	1,538	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出		△349	—	△884
その他		△20	32	478
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,102	1,579	△4,765
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額		702	△3,618	△7,612
長期借入による収入		514	2,700	614
長期借入金の返済による支出		△1,071	△710	△1,744
社債の発行による収入		100	—	8,065
社債の償還による支出		△300	△1,066	△616
配当金の支払額		△348	△362	△714
貸付有価証券に係る担保金受入による収入		1,499	2,767	1,499
貸付有価証券に係る担保金返済による支出		—	△2,767	△1,499
自己株式の売却による収入		9	1	2,145
その他		△32	1	△13
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,073	△3,055	124
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		267	6	345
V. 現金及び現金同等物の増減額 (減少額△)		△5,282	△4,071	△1,021
VI. 現金及び現金同等物の期首残高		24,987	23,965	24,987
VII. 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	※1	19,704	19,893	23,965

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 連結子会社数は42社であります。</p> <p>(2) 主な連結子会社名 ㈱ユージン、㈱トミーテック、㈱ハートランド、㈱ユエース、㈱アトラス、トイズユニオン㈱、 TOMY UK LTD.、 TOMY FRANCE SARL.、 TOMY (HONG KONG) LTD.、 TOMY (THAILAND) LTD.</p> <p>(3) 非連結子会社 非連結子会社は4社であります。</p> <p>(4) 主な非連結子会社名 竜の子音楽出版㈱他3社 なおニチネツ物流サービス ㈱、日熱電機（蘇洲）有限公司、日熱産機製造㈱の3社は 株式の売却により子会社でなくなりました。</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも 小規模であり、合計の総資 産、売上高、中間純損益（持 分に見合う額）及び利益剰余 金（持分に見合う額）等は、 いずれも中間連結財務諸表に 重要な影響を及ぼしていない ため、連結の範囲から除外し ております。</p> <p>(5) 当中間連結会計期間より連結 ①新規設立により1社増加 ㈱エージーエス</p> <p>② _____</p> <p>③ _____</p> <p>④ _____</p> <p>(6) 当中間連結会計期間より除外 ①保有株式売却により3社減少 アステージ㈱ 日本電熱㈱ ジャイブ㈱</p> <p>②子会社同士の合併により2社 減少 TAKARA U. S. A. CORPORATION Atlus(Tianjin)Electronics Co., Ltd.</p> <p>③事業清算により1社減少 ㈱東京エンゼル</p> <p>④重要性がなくなったことによ りにより1社減少 TAKARA (HONG KONG) CO., LTD.</p>	<p>(1) 連結子会社 連結子会社数は38社であります。</p> <p>(2) 主な連結子会社名 ㈱ユージン、㈱トミーテック、㈱ハートランド、㈱ユエース、トイズユニオン㈱、 ㈱キデイランド、 TOMY UK LTD.、 TOMY FRANCE SARL.、 TOMY (HONG KONG) LTD.、 TOMY (THAILAND) LTD.</p> <p>(3) 非連結子会社 非連結子会社は2社であります。</p> <p>(4) 非連結子会社名 竜の子音楽出版㈱ ㈱アニメンタル・スタジオ 当中間連結会計期間の非連結 子会社は事業清算により1社 (TAKARA (HONG KONG) CO., LTD.) 減少しております。</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 同左</p> <p>(5) 当中間連結会計期間より連結 ①新規設立により2社増加 ㈱タカラトミー販売 ユージン販売㈱</p> <p>②追加取得により2社増加 ㈱キデイランド ㈱キデイサービス</p> <p>③ _____</p> <p>④役員構成の変更により1社増 加 ㈱ティーツーアイエンターテ イメント</p> <p>(6) _____</p>	<p>(1) 連結子会社 連結子会社数は33社であります。</p> <p>(2) 主な連結子会社名 ㈱ユージン、㈱トミーテック、 ㈱ハートランド、㈱ユエース、トイズユニオン㈱、 ㈱ティンカーベル、 TOMY UK LTD.、 TOMY FRANCE SARL.、 TOMY (HONG KONG) LTD.、 TOMY (THAILAND) LTD. なお、YUJIN MICOTT KOREA CO., LTD. はTOMY YUJIN KOREA CO., LTD.、㈱T2DCは㈱タカラトミーエンジニアリングに 商号を変更しております。</p> <p>(3) 非連結子会社 非連結子会社は3社であります。</p> <p>(4) 主な非連結子会社名 竜の子音楽出版㈱ ㈱アニメンタル・スタジオ</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも 小規模であり、合計の総資 産、売上高、当期純損益（持 分に見合う額）及び利益剰余 金（持分に見合う額）等は、 いずれも連結財務諸表に重 要な影響を及ぼしていない ため、連結の範囲から除外し ております。</p> <p>(5) 当連結会計年度より連結 ①新規設立により2社増加 ㈱アクロスウェーブ他</p> <p>② _____</p> <p>③重要性が増したことにより1 社増加 YUJIN (HONG KONG) LTD.</p> <p>④ _____</p> <p>(6) 当連結会計年度より除外 ①保有株式売却により13社減少 ㈱アトラス 日本電熱㈱ アステージ㈱ ジャイブ㈱ 他 ②子会社同士の合併により3社 減少 ㈱オムニクル TAKARA U. S. A. CORPORATION Atlus(Tianjin)Electronics Co., Ltd.</p> <p>③事業清算により1社減少 ㈱東京エンゼル</p> <p>④重要性がなくなったことによ りにより1社減少 TAKARA (HONG KONG) CO., LTD.</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の関連会社 持分法適用関連会社数は6社であります。</p> <p>(2)主な持分法適用関連会社名 大陽工業㈱、㈱キディランド、イー・レヴォリューション㈱、㈱ティーツーアイエンターテイメント</p> <p>(3)持分法適用の非連結子会社 持分法適用の非連結子会社はありません。 前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社であった、ニチネツ物流サービス㈱、日熱電機（蘇洲）有限公司、日熱産機製造㈱の3社は株式の売却により子会社でなくなつたため当中間連結会計期間より持分法の適用から除外しております。</p> <p>(4)持分法非適用関連会社 ㈱アトム 日本アニメディア㈱ ミコット・エンド・バサラ㈱他2社 (持分法適用の範囲から除いた理由) 持分法非適用関連会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>(5) _____</p> <p>(6)当中間連結会計期間より持分法除外 ①重要性がなくなったため3社減少 日本アニメディア㈱ ミコット・エンド・バサラ㈱、三陽工業㈱</p> <p>② _____</p> <p>③ _____</p> <p>④ _____</p>	<p>(1)持分法適用の関連会社 持分法適用関連会社数は5社であります。</p> <p>(2)主な持分法適用関連会社名 イー・レヴォリューション㈱、タカラインデックスeRラボ㈱、㈱インデックス・コミュニケーションズ</p> <p>(3)持分法適用の非連結子会社 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(4)持分法非適用関連会社 日本アニメディア㈱ ミコット・エンド・バサラ㈱他2社 (持分法適用の範囲から除いた理由) 持分法非適用関連会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。 当間連結会計期間の持分法非適用関連会社は保有株式売却により1社、重要性の増加に伴い、持分法適用となつたことにより1社減少、新規設立により1社増加しております。</p> <p>(5)当中間連結会計期間より持分法適用 ①追加取得により1社増加 ㈱インデックス・コミュニケーションズ ②重要性が増したため1社増加 ㈱SEEBOX</p> <p>(6)当中間連結会計期間より持分法除外 ① _____</p> <p>② _____</p> <p>③追加取得による連結子会社への異動により1社減少 ㈱キディランド ④役員構成の変更による連結子会社への異動により1社減少 ㈱ティーツーアイエンターテイメント</p>	<p>(1)持分法適用の関連会社 持分法適用関連会社数は5社であります。</p> <p>(2)主な持分法適用関連会社名 ㈱キディランド、イー・レヴォリューション㈱、㈱ティーツーアイエンターテイメント</p> <p>(3)持分法適用の非連結子会社 前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社であった、ニチネツ物流サービス㈱、日熱電機（蘇洲）有限公司、日熱産機製造㈱の3社は株式の売却により子会社でなくなったため当連結会計期間より持分法の適用から除外しております。</p> <p>(4)持分法非適用関連会社 三陽工業㈱ ミコット・エンド・バサラ㈱他3社 (持分法適用の範囲から除いた理由) 持分法非適用関連会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。 当連結会計年度の持分法非適用関連会社は保有株式売却により1社（㈱アトム）減少、重要性がなくなった事により3社、新規取得により2社増加しております。</p> <p>(5) _____</p> <p>(6)当連結会計年度より持分法除外 ①重要性がなくなったため3社減少 三陽工業㈱、 ミコット・エンド・バサラ㈱、他 ②第三者割当増資により1社減少 ㈱インデックス・コミュニケーションズ ③ _____</p> <p>④ _____</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日) 等に関する事項	<p>連結子会社のうち中間決算日が3月末日の会社 ㈱童の子プロダクション 中間連結財務諸表の作成にあたっては、中間連結決算日現在で実施した同社の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。 連結子会社のうち中間決算日が6月末日の会社 TOMY (SHENZHEN) LTD. TOMY (SHANGHAI) LTD. Photostar Limited Atlus Holding, Inc. Atlus Entertainment Pte Limited Atlus U.S.A., Inc. Atlus Shanghai Digital Image Co.,Ltd. 連結子会社のうち中間決算日が7月末日の会社 トイズユニオン㈱ 連結子会社のうち中間決算日が8月末日の会社 TOMY YUJIN CORPORATION TOMY (THAILAND) LTD. 中間連結財務諸表の作成にあたっては、当該中間決算日における中間財務諸表を使用しており、中間連結決算日との間に生じた重要な取引は連結上必要な調整を行うことにしております。</p>	<p>連結子会社のうち中間決算日が2月末日の会社 ㈱ティーヴーアイエンターテイメント 中間連結財務諸表の作成にあたっては、同社の決算日現在で実施した決算に基づく財務諸表を使用しており、中間連結決算日との間に生じた重要な取引は連結上必要な調整を行うことにしております。 連結子会社のうち中間決算日が6月末日の会社 TOMY (SHENZHEN) LTD. TOMY (SHANGHAI) LTD. 連結子会社のうち中間決算日が8月末日の会社 TOMY YUJIN CORPORATION TOMY (THAILAND) LTD. 中間連結財務諸表の作成にあたっては、当該中間決算日における中間財務諸表を使用しており、中間連結決算日との間に生じた重要な取引は連結上必要な調整を行うことにしております。</p>	<p>連結子会社のうち決算日が12月末日の会社 TOMY (SHENZHEN) LTD. TOMY (SHANGHAI) LTD. 連結子会社のうち決算日が2月末日の会社 TOMY YUJIN CORPORATION TOMY (THAILAND) LTD. 連結財務諸表の作成にあたっては、当該決算日における財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引は連結上必要な調整を行うことにしております。 なお、㈱童の子プロダクションは当連結会計年度より3月末日に決算期を変更しております。また、トイズユニオン㈱は当連結会計年度より3月末日に決算期を変更しており、当連結会計年度の月数が14箇月となっております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業組合等への出資については入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち、当社の持分相当額を匿名組合投資損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 提出会社及び国内連結子会社 主として総平均法による原価法</p> <p>在外連結子会社 主として先入先出法による低価法</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 提出会社及び国内連結子会社 主として総平均法による原価法を採用しておりますが、一部子会社につきましては売価還元原価法を採用しております。</p> <p>在外連結子会社 同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 提出会社及び国内連結子会社 主として総平均法による原価法</p> <p>在外連結子会社 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 提出会社及び国内連結子会社 定率法（ただし、平成10年 4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く)について は定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 3～65年 工具器具備品 2～20年 在外連結子会社 見積耐用年数に基づく定額 法</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、當 中間連結会計期間より、平成 19年4月1日以降に取得した 有形固定資産について、改正 後の法人税法に基づく減価償 却の方法に変更しております。 この変更に伴う損益に与え る影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平 成19年3月31日以前に取得し た資産については、改正前の 法人税法に基づく減価償却の 方法の適用により取得価額の 5%相当額と備忘価額との差 額を5年間にわたり均等償却 し、減価償却費に含めて計上 しております。 これにより営業利益、経常 利益及び税金等調整前中間純 利益は、それぞれ135百万円 減少しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 提出会社及び国内連結子会社 同左</p> <p>在外連結子会社 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 提出会社及び国内連結子会社 同左</p> <p>在外連結子会社 同左</p>
(3) 繰延資産の処理方法	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウ ェアについては、社内における 利用可能期間（5年）に基 づく定額法を採用しております。 社債発行費 旧商法施行規則の規定に基づき 3年間で毎期均等償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>社債発行費 社債償還期間にわたり定額法に より償却しております。なお、平 成18年3月31日以前に発行した社 債に係る「社債発行費」について は、旧商法施行規則に基づき3年 間で毎期均等償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>社債発行費 社債償還期間にわたり定額法に より償却しております。なお、前 連結会計年度以前に発行した社債 に係る「社債発行費」について は、旧商法施行規則に基づき3年 間で毎期均等償却しております。</p>
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 提出会社及び国内連結子会社 中間連結会計期間末現在に 有する金銭債権の貸倒れによ る損失に備えるため、一般債 権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債 権については、個別に回収可 能性を勘査し回収不能見込額 を計上しております。 在外連結子会社 個別債権の回収可能性を検 討して必要額を計上してお ります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 提出会社及び国内連結子会社 同左</p> <p>在外連結子会社 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 提出会社及び国内連結子会社 当連結会計年度末現在に有 する金銭債権の貸倒れによ る損失に備えるため、一般債 権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債 権については、個別に回収可 能性を勘査し回収不能見込額 を計上しております。 在外連結子会社 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 役員賞与引当金 提出会社及び国内連結子会社 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準4号 平成17年11月29日)を適用しております。 この変更により営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益及び中間純利益は、それぞれ48百万円減少しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については各連結会計年度の発生時ににおける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 国内連結子会社19社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。 (追加情報) 提出会社は、従来、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しておりましたが、平成18年5月25日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成18年6月27日開催の株主総会において当制度適用期間中に在任している役員に対する打切支給の承認を受けました。これに伴い支給予定額342百万円を固定負債の「その他」に計上しております。この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(5) 収品調整引当金 国内連結子会社2社は、中間連結会計期間末後の返品損失に備えるため、過去返品実績により見積もった当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(6) 製品自主回収引当金 製品自主回収に関する回収費用について、当中間連結会計期間末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。</p>	<p>(2) 役員賞与引当金 提出会社及び国内連結子会社 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。 _____</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については各連結会計年度の発生時ににおける従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 国内連結子会社18社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。 _____</p> <p>(5) 収品調整引当金 国内連結子会社は、中間連結会計期間末後の返品損失に備えるため、過去返品実績により見積もった当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(6) 製品自主回収引当金 同左</p>	<p>(2) 役員賞与引当金 提出会社及び国内連結子会社 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これに伴い支給見込額の72百万円を流动負債に計上しております。 この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ72百万円減少しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異については各連結会計年度の発生時ににおける従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 国内連結子会社17社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 提出会社は、従来、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、平成18年5月25日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成18年6月27日開催の株主総会において当制度適用期間中に在任している役員に対する打切支給の承認を受けました。これに伴い支給予定額342百万円を固定負債の「その他」に計上しております。この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(5) 収品調整引当金 国内連結子会社は、連結会計年度末後の返品損失に備えるため、過去返品実績により見積もった当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>(6) 製品自主回収引当金 製品自主回収に関する回収費用について、当連結会計年度末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	(7) 投資損失引当金 関係会社への投資に対する損失に備えるため、その資産内容などを勘査して必要額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少數株主持分に含めております。	(7) _____ 同左	(7) _____ 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少數株主持分に含めております。
(6) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、原則として通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(7) 重要なヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 …先物為替予約、通貨オプション、通貨スワップ、金利スワップ等 ヘッジ対象 …外貨建金銭債権債務、変動金利の借入金等 (3) ヘッジ方針 為替変動リスク、金利変動リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、ヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合はヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジ有効性の評価は省略しております。	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているものにつきましては、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 …先物為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等 ヘッジ対象 …同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 …先物為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等 ヘッジ対象 …外貨建金銭債権債務 (3) ヘッジ方針 為替変動リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
(8) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式により処理しております。 (2) 法人税等の会計処理方法 当中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している固定資産圧縮積立金及び国庫補助金圧縮積立金の取崩しを前提として計算しております。	(1) 消費税等の会計処理方法 同左 (2) 法人税等の会計処理方法 同左	(1) 消費税等の会計処理方法 同左 (2) _____
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は28,148百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正による中間連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「負ののれん償却額」として表示しております。</p> <p>なお、販売費及び一般管理費に計上されるのれん償却額と営業外収益に計上される負ののれん償却額については相殺して表示しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は31,178百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>連結財務諸表規則の改正による連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「負ののれん償却額」として表示しております。</p> <p>なお、販売費及び一般管理費に計上されるのれん償却額と営業外収益に計上される負ののれん償却額については相殺して表示しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資損失」については、営業外費用総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「持分法による投資損失」は1百万円であります。</p>	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「仕入割引」については、営業外費用総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「仕入割引」は36百万円であります。</p> <p>2. 前中間連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」については、特別損失総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「貸倒引当金繰入額」は11百万円であります。</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業活動のキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「役員退職慰労引当金の増減額」は重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の営業活動のキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は、34百万円であります。</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間において独立掲記しておりました営業活動のキャッシュ・フローの「前払費用の増減額」は金額が僅少となったため、当中間連結会計期間においては営業活動のキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の営業活動のキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「前払費用の増減額」は、△296百万円であります。</p> <p>2. 前中間連結会計期間において独立掲記しておりました営業活動のキャッシュ・フローの「長期前払費用の増減額」は金額が僅少となったため、当中間連結会計期間においては営業活動のキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の営業活動のキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「長期前払費用の増減額」は、15百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																										
※1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr><td>定期預金</td><td>317百万円</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td>468</td></tr> <tr><td>土地</td><td>1,533</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>429</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,748</td></tr> </table> 担保付債務は次のとおりであります。 <table> <tr><td>支払手形及び買掛金</td><td>2,053百万円</td></tr> <tr><td>短期借入金</td><td>2,328</td></tr> <tr><td>一年内返済予定長期借入金</td><td>280</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>2,912</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,575</td></tr> </table>	定期預金	317百万円	建物及び構築物	468	土地	1,533	投資有価証券	429	合計	2,748	支払手形及び買掛金	2,053百万円	短期借入金	2,328	一年内返済予定長期借入金	280	長期借入金	2,912	合計	7,575	※1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr><td>定期預金</td><td>317百万円</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td>295</td></tr> <tr><td>土地</td><td>6,276</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>844</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,734</td></tr> </table> 担保付債務は次のとおりであります。 <table> <tr><td>支払手形及び買掛金</td><td>1,021百万円</td></tr> <tr><td>短期借入金</td><td>1,707</td></tr> <tr><td>一年内返済予定長期借入金</td><td>50</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>4,490</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,268</td></tr> </table>	定期預金	317百万円	建物及び構築物	295	土地	6,276	投資有価証券	844	合計	7,734	支払手形及び買掛金	1,021百万円	短期借入金	1,707	一年内返済予定長期借入金	50	長期借入金	4,490	合計	7,268	※1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr><td>定期預金</td><td>317百万円</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td>313</td></tr> <tr><td>土地</td><td>1,176</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>586</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,394</td></tr> </table> 担保付債務は次のとおりであります。 <table> <tr><td>支払手形及び買掛金</td><td>655百万円</td></tr> <tr><td>短期借入金</td><td>1,978</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>2,787</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,421</td></tr> </table>	定期預金	317百万円	建物及び構築物	313	土地	1,176	投資有価証券	586	合計	2,394	支払手形及び買掛金	655百万円	短期借入金	1,978	長期借入金	2,787	合計	5,421
定期預金	317百万円																																																											
建物及び構築物	468																																																											
土地	1,533																																																											
投資有価証券	429																																																											
合計	2,748																																																											
支払手形及び買掛金	2,053百万円																																																											
短期借入金	2,328																																																											
一年内返済予定長期借入金	280																																																											
長期借入金	2,912																																																											
合計	7,575																																																											
定期預金	317百万円																																																											
建物及び構築物	295																																																											
土地	6,276																																																											
投資有価証券	844																																																											
合計	7,734																																																											
支払手形及び買掛金	1,021百万円																																																											
短期借入金	1,707																																																											
一年内返済予定長期借入金	50																																																											
長期借入金	4,490																																																											
合計	7,268																																																											
定期預金	317百万円																																																											
建物及び構築物	313																																																											
土地	1,176																																																											
投資有価証券	586																																																											
合計	2,394																																																											
支払手形及び買掛金	655百万円																																																											
短期借入金	1,978																																																											
長期借入金	2,787																																																											
合計	5,421																																																											
2. 受取手形割引高 74百万円	2. 受取手形割引高 506百万円	2. 受取手形割引高 46百万円																																																										
3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は以下の通りであります。 貸出コミットメントの総額 5,000百万円 借入実行残高 ー 差引額 5,000	3. 当社及び国内連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は以下の通りであります。 貸出コミットメントの総額 6,000百万円 借入実行残高 ー 差引額 6,000	3. 当社及び国内連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 6,000百万円 借入実行残高 ー 差引額 6,000																																																										
※4. 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であった為、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 166百万円 支払手形 243百万円	※4. 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であった為、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 155百万円 支払手形 55百万円	※4. 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 128百万円 支払手形 53百万円																																																										
※5. のれんと負ののれんは相殺表示しております。 のれん 1,988百万円 負ののれん △1,037 相殺後ののれん 951	※5. のれんと負ののれんは相殺表示しております。 のれん 1,793百万円 負ののれん △1,585 相殺後ののれん 207	※5. のれんと負ののれんは相殺表示しております。 のれん 1,769百万円 負ののれん △10 相殺後ののれん 1,759																																																										

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																
※6. 固定資産の投資その他の資産に計上した投資有価証券のうち1,862百万円については、貸株に供しており、その担保として受け入れた金額を流動負債の「その他」として1,499百万円計上しております。	※6. _____	※6. _____																
※7. 消費税の取扱い 仮払消費税及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	※7. 消費税の取扱い 同左	※7. _____																
8. 保証債務 連結子会社以外の会社のリース債務等に対して保証を行っております。	8. 保証債務 連結子会社以外の会社のリース債務等に対して保証を行っております。	8. 保証債務 連結子会社以外の会社のリース債務等に対して保証を行っております。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリームイン フィニティ(株)</td> <td>294百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱ベターウェ ーブ</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>309</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額	ドリームイン フィニティ(株)	294百万円	㈱ベターウェ ーブ	15	計	309	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリームイン フィニティ(株)</td> <td>137百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額	ドリームイン フィニティ(株)	137百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリームイン フィニティ(株)</td> <td>183百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額	ドリームイン フィニティ(株)	183百万円
保証先	金額																	
ドリームイン フィニティ(株)	294百万円																	
㈱ベターウェ ーブ	15																	
計	309																	
保証先	金額																	
ドリームイン フィニティ(株)	137百万円																	
保証先	金額																	
ドリームイン フィニティ(株)	183百万円																	

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
※1. 固定資産売却益の内訳は以下のとおり であります。 建物 86百万円 機械装置及び運搬具 6 工具器具備品 4	※1. 固定資産売却益の内訳は以下のとおり であります。 建物 34百万円 機械装置及び運搬具 3 工具器具備品 0 土地 300	※1. 固定資産売却益の内訳は以下のとおり であります。 建物及び構築物 289百万円 機械装置及び運搬具 22																								
※2. 固定資産売却損の内訳は以下のとおり であります。 建物及び構築物 0百万円 工具器具備品 0 機械装置及び運搬具 0	※2. 固定資産売却損の内訳は以下のとおり であります。 建物及び構築物 52百万円 工具器具備品 0 機械装置及び運搬具 0 土地 21	※2. 固定資産売却損の内訳は以下のとおり であります。 建物及び構築物 2百万円 工具器具備品 2 機械装置及び運搬具 3 その他 0																								
※3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおり であります。 建物及び構築物 25百万円 工具器具備品 8 機械装置及び運搬具 3 無形固定資産 9	※3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおり であります。 建物及び構築物 17百万円 工具器具備品 0 機械装置及び運搬具 1	※3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおり であります。 建物及び構築物 50百万円 工具器具備品 101 機械装置及び運搬具 6 その他 16																								
※4. 減損損失 当中間連結会計期間において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。	※4. 減損損失 当中間連結会計期間において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。	※4. 減損損失 当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県志木市</td> <td>事業用資産</td> <td>建物、構築物、工具器具備品等</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	埼玉県志木市	事業用資産	建物、構築物、工具器具備品等	83	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県伊東市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	静岡県伊東市	遊休資産	土地	14	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物、構築物、工具器具備品等</td> <td>埼玉県志木市</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	事業用資産	建物、構築物、工具器具備品等	埼玉県志木市	83
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																							
埼玉県志木市	事業用資産	建物、構築物、工具器具備品等	83																							
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																							
静岡県伊東市	遊休資産	土地	14																							
用途	種類	場所	減損損失 (百万円)																							
事業用資産	建物、構築物、工具器具備品等	埼玉県志木市	83																							
当社グループは、事業用資産については事業の関連性によるグルーピング、賃貸用資産、遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。上記の事業用資産は、継続的に営業損失を計上しており、かつ将来キャッシュ・フローの見積もり総額が各資産の帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（83百万円）として特別損失に計上しました。 なお、回収可能価額の算定方式は将来キャッシュ・フローを部門毎に8%の割引率で割り引いて算定した使用価値により算定しております。	当社グループは、事業用資産については事業の関連性によるグルーピング、賃貸用資産、遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。上記資産は、継続的な時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（14百万円）として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、売却予定額により算定しております。	当社グループは、事業用資産については事業の関連性によるグルーピング、賃貸用資産、遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。 上記の事業用資産は、継続的に営業損失を計上しており、かつ将来キャッシュ・フローの見積もり総額が各資産の帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（83百万円）として特別損失に計上しました。 なお、回収可能価額の算定方式は将来キャッシュ・フローを部門毎に8%の割引率で割り引いて算定した使用価値により算定しております。																								

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間会計期間増 加株式数（千株）	当中間会計期間減 少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式 (注) 1	96,289	1	—	96,290
合計	96,289	1	—	96,290
自己株式				
普通株式 (注) 2	3,059	16	12	3,064
合計	3,059	16	12	3,064

(注) 1 普通株式の株式数の増加1千株は新株予約権付社債の行使によるものであります。

(注) 2 普通株式の自己株式の株式数の増加16千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少12千株は、9千株が単元未満株式の売り渡しによる減少によるものであり、3千株が新株引受権（ストックオプション）の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	349	3.75	平成18年3月31日	平成18年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	349	3.75	平成18年9月30日	平成18年12月18日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間会計期間増 加株式数（千株）	当中間会計期間減 少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	96,290	—	—	96,290
合計	96,290	—	—	96,290
自己株式				
普通株式 (注)	813	11	1	824
合計	813	11	1	824

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、4千株は連結子会社持分の増加によるものであり、減少1千株は単元未満株式の売り渡しによる減少によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末 残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	5
連結子会社	—	—	—	—	—	—	1
合計		—	—	—	—	—	7

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	358	3.75	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	358	3.75	平成19年9月30日	平成19年12月14日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式 (注) 1	96,289	1	—	96,290
合計	96,289	1	—	96,290
自己株式 (注) 2				
普通株式	3,059	28	2,274	813
合計	3,059	28	2,274	813

(注) 1 普通株式の株式数の増加1千株は新株予約権付社債の行使によるものであります。

(注) 2 普通株式の自己株の株式数の増加28千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少2,274千株は、2,260千株が単元株式の売り渡し、11千株が単元未満株式の売り渡し、3千株が新株引受権（ストックオプション）の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	349	3.75	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	349	3.75	平成18年9月30日	平成18年12月18日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	358	利益剰余金	3.75	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に記載されている科 目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>19,978百万円</td> <td>現金及び預金勘定</td> <td>20,291百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超 える定期預金</td> <td>△273</td> <td>預入期間が3か月を超 える定期預金</td> <td>△397</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>19,704</td> <td>現金及び現金同等物</td> <td>19,893</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	19,978百万円	現金及び預金勘定	20,291百万円	預入期間が3か月を超 える定期預金	△273	預入期間が3か月を超 える定期預金	△397	現金及び現金同等物	19,704	現金及び現金同等物	19,893	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に記載されている科 目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>24,323百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超 える定期預金</td> <td>△358</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>23,965</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	24,323百万円	預入期間が3か月を超 える定期預金	△358	現金及び現金同等物	23,965	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に記載されている科目の金額 との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>24,323百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超 える定期預金</td> <td>△358</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>23,965</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	24,323百万円	預入期間が3か月を超 える定期預金	△358	現金及び現金同等物	23,965
現金及び預金勘定	19,978百万円	現金及び預金勘定	20,291百万円																							
預入期間が3か月を超 える定期預金	△273	預入期間が3か月を超 える定期預金	△397																							
現金及び現金同等物	19,704	現金及び現金同等物	19,893																							
現金及び預金勘定	24,323百万円																									
預入期間が3か月を超 える定期預金	△358																									
現金及び現金同等物	23,965																									
現金及び預金勘定	24,323百万円																									
預入期間が3か月を超 える定期預金	△358																									
現金及び現金同等物	23,965																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)					前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	
建物及び構築物	2,850	1,482	—	1,368	建物及び構築物	3,020	1,732	—	1,287	建物及び構築物	2,987	1,634	1,353	
工具器具備品	5,720	3,017	13	2,689	工具器具備品	3,577	1,537	208	1,831	工具器具備品	2,800	1,714	1,085	
機械装置及び運搬具	424	212	—	212	機械装置及び運搬具	444	291	—	153	機械装置及び運搬具	430	255	175	
無形固定資産	93	46	—	46	無形固定資産	57	30	—	27	無形固定資産	77	43	33	
合計	9,089	4,759	13	4,316	合計	7,099	3,591	208	3,300	合計	6,295	3,647	2,648	
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額					(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額					(2) 未経過リース料期末残高相当額				
1年以内 2,301百万円					1年以内 1,615百万円					1年以内 1,298百万円				
1年超 2,674					1年超 2,090					1年超 1,917				
合計 4,975百万円					合計 3,705百万円					合計 3,216百万円				
リース資産減損勘定中間期末残高 13百万円					リース資産減損勘定中間期末残高 174百万円					(3) 支払リース料及び減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失					支払リース料 2,155百万円				
支払リース料 1,207百万円					支払リース料 856百万円					減価償却費相当額 1,973百万円				
リース資産減損勘定取崩額 —百万円					リース資産減損勘定取崩額 33百万円					支払利息相当額 74百万円				
減価償却費相当額 1,138百万円					減価償却費相当額 835百万円					減損損失 13百万円				
支払利息相当額 47百万円					支払利息相当額 33百万円									
減損損失 13百万円					減損損失 一百万円									
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					(5) 利息相当額の算定方法 同左					(5) 利息相当額の算定方法 同左				
2. オペレーティング・リース取引 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。					2. オペレーティング・リース取引 (減損損失について) 同左					2. オペレーティング・リース取引 (減損損失について) 同左				

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	2,719	4,263	1,544
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	2,719	4,263	1,544

2. 時価のない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	64
コマーシャルペーパー	—
社債	—
その他	1
(2) その他有価証券	
非上場株式	1,788
社債	10

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券の非上場株式について627百万円の減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	2,049	3,319	1,269
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	2,049	3,319	1,269

2. 時価のない主な有価証券の内容

		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)
		中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券		
割引金融債		64
コマーシャルペーパー		—
社債		300
その他		—
(2) その他有価証券		
非上場株式		498
社債		10

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券の非上場株式について3百万円の減損処理を行っております。

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	2,096	3,492	1,396
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	2,096	3,492	1,396

2. 時価のない主な有価証券の内容

		前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
		連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券		
割引金融債		64
社債		—
(2) その他有価証券		
非上場株式		1,451
社債		10

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券について656百万円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

1. 通貨関連

当社グループで利用しているデリバティブ取引はすべてヘッジ目的であり、ヘッジ会計を適用しておりますので開示の対象からは除いております。

2. 金利関連

当社グループで利用しているデリバティブ取引はすべてヘッジ目的であり、ヘッジ会計を適用しておりますので開示の対象からは除いております。

3. 株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
株式	オプション取引 売建 コール	—	72	72
	合計	—	72	72

(注) 1 時価の算定方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、記載対象から除いております。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

1. 通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル オプション取引 買建 コール 売建 プット	122 569 (44) 1,530 (100)	133 56 △45	11 56 △45
	合計	2,221	143	21

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっています。

通貨オプション・・・基準日における市場気配値によっています。

2. ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

3. 契約金額のうち()内は、通貨オプション取引のオプション料であります。

2. 金利関連

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取ドル支払円	1,172	20	20
	合計	1,172	20	20

(注) 1. 時価の算定方法

金利スワップ取引・・・金利スワップ契約を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

2. 上記金利スワップ契約における想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスク量を示すものではありません。

3. 株式関連

対象物の種類	取引の種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
株式	オプション取引 売建 コール	一	4	4
	合計	一	4	4

(注) 1 時価の算定方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、記載対象から除いております。

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

1. 通貨関連

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	米ドル	152	167	14
	オプション取引			
	買建	569		
	コール	(44)	53	53
	売建	1,530		
	プラット	(100)	△43	△43
	合計	2,252	177	24

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっています。

通貨オプション・・・基準日における市場気配値によっています。

2. ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

3. 契約金額のうち()内は、通貨オプション取引のオプション料であります。

2. 金利関係

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取ドル支払円	1,558	25	25
合計		1,558	25	25

(注) 1. 時価の算定方法

金利スワップ取引・・・金利スワップ契約を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

2. 上記金利スワップ契約における想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスク量を示すものではありません。

3. 株式関連

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
株式	オプション取引 売建 コール	—	80	80
合計		—	80	80

(注) 1 時価の算定方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、記載対象から除いております。

(ストックオプション関係)

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）において付与されたストックオプションはありません。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

1. ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 7百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

① 株式会社 タカラトミー

平成19年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 監査役 5名 従業員547名 当社子会社の取締役 57名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 980,600株
付与日	平成19年9月1日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年8月1日 至平成25年6月30日
権利行使価格（円）	745
付与日における公正な評価単価（円）	83

② 株式会社 タカラトミー

平成19年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 監査役 5名 従業員547名 当社子会社の取締役 57名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 995,500株
付与日	平成19年9月1日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成23年8月1日 至平成25年6月30日
権利行使価格（円）	745
付与日における公正な評価単価（円）	107

③ 株式会社 ユージン

平成19年ストック・オプション			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 監査役 3名 従業員 66名 当社子会社の取締役 3名		
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 284株		
付与日	平成19年8月9日		
権利確定条件	付与日（平成19年8月9日）以降、権利確定日（平成21年7月31日）まで継続して勤務していること。		
対象勤務期間	自平成19年8月9日 至平成21年7月31日		
権利行使期間	自平成21年8月1日 至平成25年7月31日		
権利行使価格（円）	132,798		
付与日における公正な評価単価（円）	32,507		

④ 株式会社 ユージン

平成19年ストック・オプション			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 監査役 3名 従業員 66名 当社子会社の取締役 3名		
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 283株		
付与日	平成19年8月9日		
権利確定条件	付与日（平成19年8月9日）以降、権利確定日（平成23年7月31日）まで継続して勤務していること。		
対象勤務期間	自平成19年8月9日 至平成23年7月31日		
権利行使期間	自平成23年8月1日 至平成25年7月31日		
権利行使価格（円）	132,798		
付与日における公正な評価単価（円）	37,268		

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

前連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日数	平成13年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役5名及び当社従業員483名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 1,102,000株
付与日	平成13年8月1日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成15年7月1日から平成19年6月30日まで

会社名	提出会社
決議年月日数	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4名、当社監査役4名、当社従業員281名及び子会社取締役48名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 798,200株
付与日	平成15年9月1日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成17年7月1日から平成21年6月30日まで

会社名	(株)ユージン
決議年月日数	平成16年3月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役5名及び従業員45名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 389株
付与日	平成16年3月26日
権利確定条件	付与日（平成16年3月10日）以降、権利確定日（平成18年3月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年3月10日から平成18年3月31日まで
権利行使期間	平成18年4月1日から平成22年6月30日まで

会社名	(株)ユージン
決議年月日数	平成17年3月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役7名、監査役3名及び従業員57名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 522株
付与日	平成17年3月25日
権利確定条件	付与日（平成17年3月15日）以降、権利確定日（平成19年3月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年3月10日から平成18年3月31日まで
権利行使期間	平成19年4月1日から平成23年6月30日まで

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の事業別セグメント情報は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）						
	玩具事業 (百万円)	玩具周辺事 業 (百万円)	アミューズ メント事業 (百万円)	その他の事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	42,705	32,347	6,506	919	82,478	—	82,478
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,920	84	—	8	3,014	(3,014)	—
計	45,626	32,432	6,506	927	85,492	(3,014)	82,478
営業費用	43,203	31,860	6,542	920	82,527	(1,577)	80,949
営業利益又は営業損失	2,422	571	(36)	7	2,965	(1,436)	1,528

(注) 1. 事業区分は、製品の種類・性質・製造方法・販売市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品

- (1) 玩具事業……………幼児玩具、男児玩具、女児玩具、ホビー・生活雑貨用品
- (2) 玩具周辺事業……………カプセル玩具、家庭用ゲームソフト、玩具菓子、キッズ/ベビーアパレル
- (3) アミューズメント事業……アミューズメント施設関連事業等
- (4) その他の事業……………各種販売事業等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,640百万円であり、その主なもの
は提出会社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

	当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）					
	玩具事業 (百万円)	玩具周辺事 業 (百万円)	その他の事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	50,131	37,128	962	88,221	—	88,221
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,971	184	4	3,160	(3,160)	—
計	53,102	37,312	966	91,382	(3,160)	88,221
営業費用	50,100	36,985	948	88,034	(1,789)	86,245
営業利益	3,002	327	18	3,348	(1,371)	1,976

(注) 1. 事業区分は、製品の種類・性質・製造方法・販売市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品

- (1) 玩具事業……………幼児玩具、男児玩具、女児玩具、ホビー・生活雑貨用品
- (2) 玩具周辺事業……………カプセル玩具、家庭用ゲームソフト、玩具菓子、キッズ/ベビーアパレル
- (3) アミューズメント事業……………前連結会計年度に㈱アトラスを連結除外したことにより当中間期のセグメント区分上は該当ありません。

- (4) その他の事業……………各種販売事業等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,597百万円であり、その主なものは提出会社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

	前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）						
	玩具事業 (百万円)	玩具周辺事 業 (百万円)	アミューズ メント事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	88,804	84,626	6,506	1,946	181,884	—	181,884
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	5,767	134	—	10	5,911	(5,911)	—
計	94,571	84,761	6,506	1,956	187,796	(5,911)	181,884
営業費用	88,843	83,224	6,542	1,934	180,545	(3,393)	177,152
営業利益又は営業損失	5,728	1,536	(36)	21	7,250	(2,518)	4,731

(注) 1. 事業区分は、製品の種類・性質・製造方法・販売市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品

- (1) 玩具事業……………幼児玩具、男児玩具、女児玩具、ホビー・生活雑貨用品
- (2) 玩具周辺事業……………カプセル玩具、家庭用ゲームソフト、玩具菓子、キッズ/ベビー・アパレル
- (3) アミューズメント事業……アミューズメント施設関連事業等
- (4) その他事業……………各種販売事業等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,242百万円であり、その主なものは提出会社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の所在地別セグメント情報は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）						
	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	67,541	7,015	5,347	2,574	82,478	—	82,478
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	1,468	32	1	11,905	13,408	(13,408)	—
計	69,010	7,047	5,348	14,480	95,886	(13,408)	82,478
営業費用	67,133	6,748	4,949	14,034	92,866	(11,916)	80,949
営業利益	1,876	299	399	445	3,020	(1,491)	1,528

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

欧州：イギリス、フランス

北米：アメリカ合衆国

アジア：香港、タイ等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,640百万円であり、その主なものは提出会社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

	当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）						
	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	75,988	7,999	1,308	2,924	88,221	—	88,221
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	1,071	0	0	13,739	14,812	(14,812)	—
計	77,060	8,000	1,308	16,663	103,033	(14,812)	88,221
営業費用	74,057	7,876	1,338	16,263	99,536	(13,291)	86,245
営業利益又は営業損失	3,002	123	(29)	400	3,497	(1,520)	1,976

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

欧州：イギリス、フランス

北米：アメリカ合衆国

アジア：香港、タイ等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,597百万円であり、その主なものは提出会社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

	前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）						
	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	150,337	16,221	9,643	5,681	181,884	—	181,884
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	2,790	40	7	23,012	25,851	(25,851)	—
計	153,127	16,262	9,651	28,693	207,735	(25,851)	181,884
営業費用	150,703	15,251	9,117	28,068	203,140	(25,988)	177,152
営業利益	2,424	1,011	534	625	4,595	136	4,731

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

欧 州：イギリス、フランス

北 米：アメリカ合衆国

ア ブ ダ : 香港、タイ等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,242百万円であり、その主なものは提出会社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の海外売上高は、次のとおりであります。

		欧州	北米	アジア	その他	計
前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	I 海外売上高（百万円）	8,886	5,854	2,931	370	18,043
	II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	82,478
	III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	10.8	7.1	3.6	0.4	21.9

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

欧州：イギリス、フランス等

北米：アメリカ合衆国等

アジア：香港、韓国等

その他：ロシア等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 株タカラとの合併、及び当社グループの売上先新規開拓に伴い、当中間連結会計期間において、その他を独立掲記しております。

		欧州	北米	アジア	その他	計
当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	I 海外売上高（百万円）	9,326	5,166	4,075	745	19,314
	II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	88,221
	III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	10.6	5.9	4.6	0.8	21.9

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

欧州：イギリス、フランス等

北米：アメリカ合衆国等

アジア：香港、韓国等

その他：中南米等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

		欧州	北米	アジア	その他	計
前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	I 海外売上高（百万円）	20,676	10,961	6,149	551	38,339
	II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	181,884
	III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	11.4	6.0	3.4	0.3	21.1

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

欧州：イギリス、フランス等

北米：アメリカ合衆国等

アジア：香港、韓国等

その他：ロシア等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 304円69銭	1株当たり純資産額 341円53銭	1株当たり純資産額 327円85銭
1株当たり中間純利益金額 7円53銭	1株当たり中間純利益金額 19円35銭	1株当たり当期純利益金額 19円00銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 7円02銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 16円59銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 17円69銭
当社は、平成17年11月21日付にて、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。 前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前中間連結会計期間の(1株当たり情報)各数値は以下のとおりであります。		
1株当たり純資産額 549円89銭		
1株当たり中間純利益 21円42銭		
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 17円72銭		

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	701	1,847	1,772
普通株式に係る中間純利益(百万円)	701	1,847	1,772
期中平均株式数(千株)	93,228	95,465	93,275
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	6,727	15,883	6,922
(うち新株予約権付社債)	(6,645)	(15,855)	(6,844)
(うち新株予約権)	(82)	(28)	(78)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	提出会社 新株引受権 2銘柄 潜在株式の数 1,498千株 新株予約権 1銘柄 潜在株式の数 761千株 連結子会社 新株予約権 2銘柄 潜在株式の数 0千株 関連会社 新株予約権 2銘柄 潜在株式の数 324千株	提出会社 新株引受権 1銘柄 潜在株式の数 836千株 新株予約権 1銘柄 潜在株式の数 756千株 連結子会社 新株予約権 3銘柄 潜在株式の数 1千株	提出会社 新株引受権 1銘柄 潜在株式の数 844千株 新株予約権 1銘柄 潜在株式の数 761千株 連結子会社 新株予約権 2銘柄 潜在株式の数 0千株 関連会社 新株予約権 5銘柄 潜在株式の数 1,229千株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>子会社の株式の譲渡について</p> <p>当社は、当社の連結子会社である㈱アトラスの株式を、㈱インデックス・ホールディングスが実施する公開買い付けに応募することを決定し、平成18年10月30日に東京証券取引所にて開示いたしました。</p> <p>㈱インデックス・ホールディングスの公開買付けに応募し、アトラス株式譲渡により獲得する資金を玩具並びに玩具周辺事業へ投下すると共に、㈱アトラスへ移管しておりましたテレビゲーム事業に関する人生ゲーム等の有力なコンテンツによる商品開発を当社自体で行うことで、ゲームソフト事業を拡大し、事業目標達成へ弾みをつけようとするものであります。</p> <p>1. 譲渡する子会社の概要</p> <p>(1) 商号 株式会社アトラス</p> <p>(2) 住所 東京都新宿区神楽坂四丁目8番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 猪狩 茂</p> <p>(4) 資本金 8,450百万円</p> <p>(5) 主な事業の内容 家庭用ゲーム関連事業、業務用ゲーム関連事業、アミューズメント施設関連事業、遊技機関連事業</p> <p>2. 譲渡先の概要</p> <p>(1) 商号 株式会社インデックス・ホールディングス</p> <p>(2) 住所 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>(3) 代表者の氏名 椿 進</p> <p>(4) 資本金 36,027百万円</p> <p>(5) 主な事業の内容 モバイル事業、エンタテイメント事業、コマース&出版事業、海外事業</p> <p>3. 譲渡年月日 平成18年11月29日</p> <p>4. 譲渡株式数および譲渡価額</p> <p>(1) 譲渡株式数 5,352,700株 (所有割合38.19%)</p> <p>(2) 譲渡価額 2,911百万円</p> <p>(3) 譲渡後の株式数 382,300株</p>		<p>1. 子会社株式の取得について</p> <p>当社は全国で幅広く事業展開する㈱キディランドとの関係強化による戦略的な玩具売り場構築やオリジナル商品開発などが、当社が推し進め「流通ルネッサンス」に資するのみならず、同社の事業再構築に寄与すると考え平成19年4月17日開催の当社取締役会で㈱キディランドの第三者割当増資を引受を決議いたしました。</p> <p>(1) ㈱キディランドの概要</p> <p>①商号 株式会社キディランド</p> <p>②住所 東京都渋谷区神宮前6丁目1番9号</p> <p>③代表者の氏名 莊司 征男</p> <p>④資本金 1,056,250,000円</p> <p>⑤主な事業内容 玩具、雑貨、書籍の小売</p> <p>(2) 引受年月日 平成19年5月9日</p> <p>(3) 引受株数 1,250,000株 (全数当社引受)</p> <p>(4) 引受価額 1株につき408円</p> <p>(5) 引受価額の総額 510,000,000円</p> <p>(6) 引受後の持株比率 74.42%</p> <p>2. ストックオプションについて</p> <p>当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成19年6月26日開催の当社第56回定時株主総会で決議いたしました。</p> <p>当社の取締役、監査役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項(新株予約権の内容)</p> <p>(1) 株式の種類 普通株式</p> <p>(2) 株式の数 2,100,000株 (上限)</p> <p>(3) 新株予約権の総数 21,000個 (上限)</p> <p>(4) 新株予約権の発行価格 無償</p> <p>(5) 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 当該事象の中間連結損益に与える影響額 譲渡に伴う損失額は平成18年9月期の中間連結決算に取り込まれております。なお、この譲渡により、㈱アトラスは連結子会社でなくなりました。		<p>(6) 1株当たりの払込金額 新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額といたします。</p> <p>(7) 新株予約権の行使期間 平成21年7月1日から平成25年6月30日までの期間内で当社取締役会が定める期間といたします。</p> <p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。</p> <p>(9) 譲渡による新株予約権の取得制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)							
I. 流動資産							
1. 現金及び預金		7,667		5,151		14,974	
2. 受取手形	※6	453		602		322	
3. 売掛金		11,258		13,354		7,154	
4. 有価証券		65		64		64	
5. たな卸資産		4,432		3,658		4,597	
6. 関係会社短期貸付金		6,273		8,434		8,753	
7. 繰延税金資産		2,779		2,974		2,782	
8. その他	※4	4,122		3,107		2,421	
貸倒引当金		△610		△698		△608	
流動資産合計		36,441	50.1	36,650	54.5	40,462	56.1
II. 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物	※1	9,158		8,703		9,211	
減価償却累計額		3,876		3,815		4,033	
減損損失累計額		46		46		46	
(2) 工具器具備品		26,612		25,641		25,304	
減価償却累計額		24,551		23,920		23,655	
(3) 土地	※1	4,748		4,463		4,928	
(4) 建設仮勘定		—		5		—	
(5) その他		508		451		474	
減価償却累計額		382		349		360	
減損損失累計額		0		0		0	
有形固定資産合計		12,170		11,132		11,821	
2. 無形固定資産		478		586		457	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※5	3,598		2,892		3,904	
(2) 関係会社株式		15,508		12,716		12,210	
(3) 関係会社長期貸付金		5,260		4,817		4,907	
(4) 繰延税金資産		875		345		302	
(5) その他		1,399		1,454		1,263	
貸倒引当金		△3,015		△3,395		△3,319	
投資その他の資産合計		23,626		18,830		19,268	
固定資産合計		36,275	49.9	30,549	45.4	31,548	43.8
III. 繰延資産							
1. 社債発行費		18		33		42	
繰延資産合計		18	0.0	33	0.1	42	0.1
資産合計		72,735	100.0	67,233	100.0	72,052	100.0

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比(%)	金額(百万円)		構成比(%)	金額(百万円)		構成比(%)
(負債の部)										
I. 流動負債										
1. 支払手形		762			338			320		
2. 買掛金		6,489			4,368			4,968		
3. 短期借入金	※1	18,870			8,470			13,220		
4. 一年以内償還社債		600			2,800			2,000		
5. 一年以内返済予定 長期借入金	※1	274			500			500		
6. 未払金	※4	3,596			3,480			3,206		
7. 未払法人税等		182			306			158		
8. 製品自主回収引当 金		184			134			154		
9. 役員賞与引当金		18			18			27		
10. その他	※5	2,804			1,366			1,490		
流動負債合計			33,784	46.4		21,783	32.4		26,045	36.2
II. 固定負債										
1. 社債		4,100			2,200			3,400		
2. 新株予約権付社債		5,718			12,718			12,718		
3. 長期借入金	※1	625			—			—		
4. 再評価に係る繰延 税金負債		743			647			743		
5. 退職給付引当金		793			821			808		
6. 投資損失引当金		1,710			1,710			1,710		
7. 預り保証金		482			470			480		
8. 長期未払金		342			342			342		
固定負債合計			14,514	20.0		18,910	28.1		20,203	28.0
負債合計			48,298	66.4		40,693	60.5		46,249	64.2

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
(純資産の部)										
I. 株主資本										
1. 資本金		3,459	4.8	3,459	5.1	3,459	4.8			
2. 資本剰余金		6,050		6,050		6,050				
(1) 資本準備金		8		1,140		1,139				
(2) その他資本剰余金										
資本剰余金合計		6,058	8.2	7,191	10.7	7,190	10.0			
3. 利益剰余金		747		747		747				
(1) 利益準備金		747		747		747				
(2) その他利益剰余金										
固定資産圧縮積立金		278		276		276				
国庫補助金圧縮積立金		0		0		0				
別途積立金		12,600		12,600		12,600				
繰越利益剰余金		1,343		2,674		1,565				
利益剰余金合計		14,969	20.6	16,298	24.3	15,189	21.0			
4. 自己株式		△314	△0.4	△102	△0.2	△96	△0.1			
株主資本合計		24,174	33.2	26,847	39.9	25,742	35.7			
II. 評価・換算差額等										
1. その他有価証券評価差額金		728	1.0	378	0.6	595	0.8			
2. 繰延ヘッジ損益		208	0.3	6	0.0	139	0.2			
3. 土地再評価差額金		△673	△0.9	△696	△1.0	△673	△0.9			
評価・換算差額等合計		263	0.4	△312	△0.4	61	0.1			
III. 新株予約権		—	—	5	0.0	—	—			
純資産合計		24,437	33.6	26,540	39.5	25,803	35.8			
負債純資産合計		72,735	100.0	67,233	100.0	72,052	100.0			

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
区分	注記番号	金額(百万円)		百分比(%)	金額(百万円)		百分比(%)	金額(百万円)		百分比(%)
I. 売上高			31,613	100.0		34,912	100.0		63,692	100.0
II. 売上原価	※5		20,854	66.0		23,805	68.2		42,625	66.9
売上総利益			10,758	34.0		11,107	31.8		21,066	33.1
III. 販売費及び一般管理費	※5		10,420	32.9		9,756	27.9		19,668	30.9
営業利益			337	1.1		1,350	3.9		1,397	2.2
IV. 営業外収益	※1		681	2.2		642	1.8		1,600	2.5
V. 営業外費用	※2		364	1.2		277	0.8		755	1.2
経常利益			654	2.1		1,715	4.9		2,242	3.5
VI. 特別利益	※3		4	0.0		427	1.2		401	0.6
VII. 特別損失	※4,6		205	0.6		735	2.1		871	1.3
税引前中間(当期)純利益			454	1.5		1,406	4.0		1,772	2.8
法人税、住民税及び事業税		40			56			79		
還付法人税等		△85			—			△85		
法人税等調整額		104	58	0.2	△93	△36	△0.1	812	806	1.3
中間(当期)純利益			395	1.3		1,443	4.1		966	1.5

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

資本金	株主資本											自己株式	株主資本合計	
	資本剩余金			利益剩余金										
	資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金			固定資産圧縮積立金	国庫補助金圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剩余金	利益剩余金合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,459	6,050	—	6,050	747	280	0	10,600	3,297	14,925	△301	24,133		
中間会計期間中の変動額														
新株の発行	0	0		0									1	
固定資産圧縮積立金の取崩し（注）						△1				1	—		—	
別途積立金の積立て（注）								2,000	△2,000	—			—	
剰余金の配当（注）										△350	△350		△350	
中間純利益										395	395		395	
自己株式の取得												△14	△14	
自己株式の処分			8	8								1	9	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）														
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	0	0	8	8	—	△1	—	2,000	△1,953	44	△12	41		
平成18年9月30日残高 (百万円)	3,459	6,050	8	6,058	747	278	0	12,600	1,343	14,969	△314	24,174		

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	868	—	△673	195	24,328
中間会計期間中の変動額					
新株の発行					1
固定資産圧縮積立金の取崩し（注）					—
別途積立金の積立て（注）					—
剰余金の配当（注）					△350
中間純利益					395
自己株式の取得					△14
自己株式の処分					9
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△140	208	—	68	68
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△140	208	—	68	109
平成18年9月30日残高 (百万円)	728	208	△673	263	24,437

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

資本金	株主資本										
	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	国庫補助金圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,459	6,050	1,139	7,190	747	276	0	12,600	1,565	15,189	△96 25,742
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当									△358	△358	△358
中間純利益									1,443	1,443	1,443
土地再評価差額金取崩額									23	23	23
自己株式の取得										△5	△5
自己株式の処分			1	1						0	1
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	1	1	—	—	—	—	1,108	1,108	△5 1,104
平成19年9月30日残高 (百万円)	3,459	6,050	1,140	7,191	747	276	0	12,600	2,674	16,298	△102 26,847

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	595	139	△673	61	—	25,803
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△358
中間純利益						1,443
土地再評価差額金取崩額						23
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△217	△133	△23	△373	5	△367
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△217	△133	△23	△373	5	736
平成19年9月30日残高 (百万円)	378	6	△696	△312	5	26,540

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	国庫補助金圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,459	6,050	—	6,050	747	280	0	10,600	3,297	14,925	△301	24,133
当事業年度の変動額												
新株の発行	0	0		0								1
固定資産圧縮積立金の取崩し (注)						△1			1	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩し						△1			1	—		—
別途積立金の積立て (注)								2,000	△2,000	—		—
剰余金の配当 (注)									△350	△350		△350
剰余金の配当									△350	△350		△350
当期純利益									966	966		966
自己株式の取得			1,139	1,139							△23	△23
自己株式の処分			1,139	1,139							228	1,367
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 (純額)												—
当事業年度中の変動額合計 (百万円)	0	0	1,139	1,140	—	△3	—	2,000	△1,731	264	204	1,609
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,459	6,050	1,139	7,190	747	276	0	12,600	1,565	15,189	△96	25,742

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	868	—	△673	195	24,328
当事業年度中の変動額					
新株の発行					1
固定資産圧縮積立金の取崩し (注)					—
固定資産圧縮積立金の取崩し					—
別途積立金の積立て (注)					—
剰余金の配当 (注)					△350
剰余金の配当					△350
当期純利益					966
自己株式の取得					△23
自己株式の処分					1,367
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 (純額)	△273	139	—	△134	△134
当事業年度中の変動額合計 (百万円)	△273	139	—	△134	1,475
平成19年3月31日残高 (百万円)	595	139	△673	61	25,803

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 製品 総平均法による原価法 貯蔵品 総平均法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 製品 同左 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 製品 同左 貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～65年 工具器具備品 2～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～65年 工具器具備品 2～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～65年 工具器具備品 2～20年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ120百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	
3. 繰延資産の処理方法	社債発行費 旧商法施行規則に基づき3年間で毎期均等償却しております。	社債発行費 社債償還期間にわたり定額法により償却しております。なお、平成18年3月31日以前に発行した社債に係る「社債発行費」については、旧商法施行規則に基づき3年間で毎期均等償却しております。	社債発行費 社債償還期間にわたり定額法により償却しております。なお、前事業年度以前に発行した社債に係る「社債発行費」については、旧商法施行規則に基づき3年間で毎期均等償却しております。
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 当中間会計期間末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準4号 平成17年11月29日）を適用しております。 この変更により営業利益、経常利益、税引前中間純利益及び中間純利益は、それぞれ18百万円減少しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 ——</p>	<p>(1) 貸倒引当金 当事業年度末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準4号 平成17年11月29日）を適用しております。 これに伴い支給見込額の27百万円を流動負債に計上しております。 この変更により営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ27百万円減少しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しておりましたが、平成18年5月25日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成18年6月27日開催の株主総会において当制度適用期間中に在任している役員に対する打切支給の承認を受けました。これに伴い支給予定額342百万円を固定負債の長期未払金に計上しております。この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(5) 返品調整引当金</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、中間期末後の返品損失に備えるため、過去返品実績により見積もった当中間期負担額を計上しておりましたが、返品が発生していた事業を子会社へ事業譲渡したことにより返品損失が軽微になったため引当金の計上を廃止いたしました。</p> <p>(6) 製品自主回収引当金</p> <p>製品自主回収に関する回収費用について、当中間会計期間末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。</p> <p>(7) 投資損失引当金</p> <p>関係会社への投資に対する損失に備えるため、その資産内容などを勘査して必要額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成18年5月25日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成18年6月27日開催の株主総会において当制度適用期間中に在任している役員に対する打切支給の承認を受けました。これに伴い支給予定額342百万円を固定負債の「その他」に計上しております。この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(5) 返品調整引当金</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、期末後の返品損失に備えるため、過去返品実績により見積もった当事業年度負担額を計上しておりましたが、返品が発生していた事業を子会社へ事業譲渡したことにより返品損失が軽微になったため引当金の計上を廃止いたしました。</p> <p>(6) 製品自主回収引当金</p> <p>同左</p> <p>(7) 投資損失引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成18年5月25日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成18年6月27日開催の株主総会において当制度適用期間中に在任している役員に対する打切支給の承認を受けました。これに伴い支給予定額342百万円を固定負債の「その他」に計上しております。この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(5) 返品調整引当金</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、期末後の返品損失に備えるため、過去返品実績により見積もった当事業年度負担額を計上しておりましたが、返品が発生していた事業を子会社へ事業譲渡したことにより返品損失が軽微になったため引当金の計上を廃止いたしました。</p> <p>(6) 製品自主回収引当金</p> <p>製品自主回収に関する回収費用について、当事業年度末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。</p> <p>(7) 投資損失引当金</p> <p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 …先物為替予約、通貨オプション、金利スワップ等 ヘッジ対象 …外貨建金銭債権債務、変動金利の借入金等</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替変動リスク、金利変動リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、ヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合はヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジの有効性の評価は省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 …先物為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等 ヘッジ対象 …外貨建金銭債権債務</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替変動リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
8. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。</p> <p>(2) 法人税等の会計処理 当中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している固定資産圧縮積立金及び国庫補助金圧縮積立金の取崩しを前提として計算しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 法人税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 法人税等の会計処理 _____</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は24,229百万円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	――――――	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は25,664百万円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																																																																												
<p>※1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>200百万円</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>929</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,130百万円</td></tr> </table> <p>(2) 担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td><td>2,150百万円</td></tr> <tr> <td>一年以内返済予定長期借入金</td><td>250</td></tr> <tr> <td>長期借入金</td><td>125</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2,525百万円</td></tr> </table> <p>2. 保証債務</p> <p>下記の会社の借入金等に対して保証を行っております。</p> <table> <thead> <tr> <th>保証先</th><th>金額</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TOMY UK LTD.</td><td>2,666百万円 (6,280千英ポンド) (2,010千米ドル) (6,950千ユーロ)</td><td>借入債務 その他</td></tr> <tr> <td>TOMY FRANCE SARL.</td><td>276百万円 (1,848千ユーロ)</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>TOMY (THAILAND) LTD.</td><td>439百万円 (140,010千タイバーツ)</td><td>借入債務 その他</td></tr> <tr> <td>TOMY (HONG KONG) LTD.</td><td>1,253百万円 (10,670千米ドル)</td><td>借入債務 その他</td></tr> <tr> <td>(株)トミーダイレクト</td><td>58百万円 (493千米ドル)</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>トイズユニオン(株)</td><td>1,778百万円</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>ドリームインフィニティ(株)</td><td>294百万円</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>(株)ベターウエーブ</td><td>15百万円</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>計</td><td>6,782百万円</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>外貨建保証債務については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	建物	200百万円	土地	929	計	1,130百万円	短期借入金	2,150百万円	一年以内返済予定長期借入金	250	長期借入金	125	計	2,525百万円	保証先	金額	内容	TOMY UK LTD.	2,666百万円 (6,280千英ポンド) (2,010千米ドル) (6,950千ユーロ)	借入債務 その他	TOMY FRANCE SARL.	276百万円 (1,848千ユーロ)	その他	TOMY (THAILAND) LTD.	439百万円 (140,010千タイバーツ)	借入債務 その他	TOMY (HONG KONG) LTD.	1,253百万円 (10,670千米ドル)	借入債務 その他	(株)トミーダイレクト	58百万円 (493千米ドル)	その他	トイズユニオン(株)	1,778百万円	その他	ドリームインフィニティ(株)	294百万円	その他	(株)ベターウエーブ	15百万円	その他	計	6,782百万円	—	<p>※1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>63百万円</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>572</td></tr> <tr> <td>計</td><td>635百万円</td></tr> </table> <p>(2) 担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td><td>1,550百万円</td></tr> </table> <p>2. 保証債務</p> <p>下記の会社の借入金等に対して保証を行っております。</p> <table> <thead> <tr> <th>保証先</th><th>金額</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TOMY UK LTD.</td><td>2,561百万円 (1,000千英ポンド) (7,000千米ドル) (9,300千ユーロ)</td><td>借入債務 その他</td></tr> <tr> <td>TOMY (THAILAND) LTD.</td><td>429百万円 (117,000千タイバーツ)</td><td>借入債務 その他</td></tr> <tr> <td>TOMY (HONG KONG) LTD.</td><td>16百万円 (138千米ドル)</td><td>借入債務 その他</td></tr> <tr> <td>(株)トミーダイレクト</td><td>15百万円 (133千米ドル)</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>トイズユニオン(株)</td><td>688百万円</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>ドリームインフィニティ(株)</td><td>137百万円</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,848百万円</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>同左</p>	建物	63百万円	土地	572	計	635百万円	短期借入金	1,550百万円	保証先	金額	内容	TOMY UK LTD.	2,561百万円 (1,000千英ポンド) (7,000千米ドル) (9,300千ユーロ)	借入債務 その他	TOMY (THAILAND) LTD.	429百万円 (117,000千タイバーツ)	借入債務 その他	TOMY (HONG KONG) LTD.	16百万円 (138千米ドル)	借入債務 その他	(株)トミーダイレクト	15百万円 (133千米ドル)	その他	トイズユニオン(株)	688百万円	その他	ドリームインフィニティ(株)	137百万円	その他	計	3,848百万円	—	<p>※1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>65百万円</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>572</td></tr> <tr> <td>計</td><td>638百万円</td></tr> </table> <p>(2) 担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td><td>1,800百万円</td></tr> </table> <p>2. 保証債務</p> <p>下記の会社の借入金等に対して保証を行っております。</p> <table> <thead> <tr> <th>保証先</th><th>金額</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TOMY UK LTD.</td><td>1,468百万円 (800千英ポンド) (4,327千米ドル) (4,900千ユーロ)</td><td>借入債務 その他</td></tr> <tr> <td>TOMY (HONG KONG) LTD.</td><td>201百万円 (1,710千米ドル)</td><td>借入債務 その他</td></tr> <tr> <td>TOMY (THAILAND) LTD.</td><td>792百万円 (216,010千タイバーツ)</td><td>借入債務 その他</td></tr> <tr> <td>(株)トミーダイレクト</td><td>35百万円</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>トイズユニオン(株)</td><td>404百万円</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>ドリームインフィニティ(株)</td><td>(299千米ドル) 183百万円</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,087百万円</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	建物	65百万円	土地	572	計	638百万円	短期借入金	1,800百万円	保証先	金額	内容	TOMY UK LTD.	1,468百万円 (800千英ポンド) (4,327千米ドル) (4,900千ユーロ)	借入債務 その他	TOMY (HONG KONG) LTD.	201百万円 (1,710千米ドル)	借入債務 その他	TOMY (THAILAND) LTD.	792百万円 (216,010千タイバーツ)	借入債務 その他	(株)トミーダイレクト	35百万円	その他	トイズユニオン(株)	404百万円	その他	ドリームインフィニティ(株)	(299千米ドル) 183百万円	その他	計	3,087百万円	—
建物	200百万円																																																																																																													
土地	929																																																																																																													
計	1,130百万円																																																																																																													
短期借入金	2,150百万円																																																																																																													
一年以内返済予定長期借入金	250																																																																																																													
長期借入金	125																																																																																																													
計	2,525百万円																																																																																																													
保証先	金額	内容																																																																																																												
TOMY UK LTD.	2,666百万円 (6,280千英ポンド) (2,010千米ドル) (6,950千ユーロ)	借入債務 その他																																																																																																												
TOMY FRANCE SARL.	276百万円 (1,848千ユーロ)	その他																																																																																																												
TOMY (THAILAND) LTD.	439百万円 (140,010千タイバーツ)	借入債務 その他																																																																																																												
TOMY (HONG KONG) LTD.	1,253百万円 (10,670千米ドル)	借入債務 その他																																																																																																												
(株)トミーダイレクト	58百万円 (493千米ドル)	その他																																																																																																												
トイズユニオン(株)	1,778百万円	その他																																																																																																												
ドリームインフィニティ(株)	294百万円	その他																																																																																																												
(株)ベターウエーブ	15百万円	その他																																																																																																												
計	6,782百万円	—																																																																																																												
建物	63百万円																																																																																																													
土地	572																																																																																																													
計	635百万円																																																																																																													
短期借入金	1,550百万円																																																																																																													
保証先	金額	内容																																																																																																												
TOMY UK LTD.	2,561百万円 (1,000千英ポンド) (7,000千米ドル) (9,300千ユーロ)	借入債務 その他																																																																																																												
TOMY (THAILAND) LTD.	429百万円 (117,000千タイバーツ)	借入債務 その他																																																																																																												
TOMY (HONG KONG) LTD.	16百万円 (138千米ドル)	借入債務 その他																																																																																																												
(株)トミーダイレクト	15百万円 (133千米ドル)	その他																																																																																																												
トイズユニオン(株)	688百万円	その他																																																																																																												
ドリームインフィニティ(株)	137百万円	その他																																																																																																												
計	3,848百万円	—																																																																																																												
建物	65百万円																																																																																																													
土地	572																																																																																																													
計	638百万円																																																																																																													
短期借入金	1,800百万円																																																																																																													
保証先	金額	内容																																																																																																												
TOMY UK LTD.	1,468百万円 (800千英ポンド) (4,327千米ドル) (4,900千ユーロ)	借入債務 その他																																																																																																												
TOMY (HONG KONG) LTD.	201百万円 (1,710千米ドル)	借入債務 その他																																																																																																												
TOMY (THAILAND) LTD.	792百万円 (216,010千タイバーツ)	借入債務 その他																																																																																																												
(株)トミーダイレクト	35百万円	その他																																																																																																												
トイズユニオン(株)	404百万円	その他																																																																																																												
ドリームインフィニティ(株)	(299千米ドル) 183百万円	その他																																																																																																												
計	3,087百万円	—																																																																																																												

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																				
<p>3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約にもとづく当中間会計期間末の借入未実行残高は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td>5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>一千万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>5,000百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 消費税等の取扱い 仮払消費税及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>※5. 固定資産の投資その他の資産に計上した投資有価証券のうち1,862百万円については、貸株に供しており、その担保として受け入れた金額を流動負債の「その他」として1,499百万円計上しております。</p> <p>※6. 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>46百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,000百万円	借入実行残高	一千万円	<hr/>		差引額	5,000百万円	受取手形	46百万円	<p>3. 同左</p>	<p>3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td>5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>一千万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>5,000百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 消費税等の取扱い 仮払消費税及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払金」として表示しております。</p> <p>※5.</p> <p>※6. 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>102百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,000百万円	借入実行残高	一千万円	<hr/>		差引額	5,000百万円	受取手形	102百万円
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,000百万円																					
借入実行残高	一千万円																					
<hr/>																						
差引額	5,000百万円																					
受取手形	46百万円																					
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,000百万円																					
借入実行残高	一千万円																					
<hr/>																						
差引額	5,000百万円																					
受取手形	102百万円																					

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
※1. 営業外収益のうち主要なもの	※1. 営業外収益のうち主要なもの	※1. 営業外収益のうち主要なもの								
受取利息 79百万円	受取利息 119百万円	受取利息 192百万円								
賃貸料収入 171	賃貸料収入 204	賃貸料収入 408								
受取配当金 160	受取配当金 128	受取配当金 449								
※2. 営業外費用のうち主要なもの	※2. 営業外費用のうち主要なもの	※2. 営業外費用のうち主要なもの								
支払利息 114百万円	支払利息 106百万円	支払利息 274百万円								
売上割引 25	貸与資産経費 147	貸与資産経費 297								
貸与資産経費 141										
※3. 特別利益のうち主要なもの	※3. 特別利益のうち主要なもの	※3. 特別利益のうち主要なもの								
貸倒引当金戻入益 1百万円	固定資産売却益 土地 300百万円	関係会社株式売却益 235百万円 損害賠償和解金 157百万円								
※4. 特別損失のうち主要なもの	※4. 特別損失のうち主要なもの	※4. 特別損失のうち主要なもの								
固定資産除却損 28百万円	投資有価証券評価損 409百万円	投資有価証券評価損 149百万円								
投資有価証券売却損 4		関係会社株式評価損 249								
投資有価証券評価損 149		貸倒引当金繰入額 303								
※5. 減価償却実施額	※5. 減価償却実施額	※5. 減価償却実施額								
有形固定資産 483百万円	有形固定資産 456百万円	有形固定資産 1,015百万円								
無形固定資産 77	無形固定資産 85	無形固定資産 147								
※6. 減損損失	※6. 減損損失	※6. 減損損失								
	当中間会計期間において当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県 伊東市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、事業用資産については事業の関連性によるグルーピングを行っております。但し、賃貸用資産、遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。上記資産は、継続的な時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（14百万円）として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、売却予定額により算定しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	静岡県 伊東市	遊休資産	土地	14	
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)							
静岡県 伊東市	遊休資産	土地	14							

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)
普通株式 (注)	2,695	16	12	2,700
合計	2,695	16	12	2,700

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加16千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少12千株は、9千株が単元未満株式の売り渡しによる減少によるものであり、3千株が新株引受権（ストックオプション）の行使によるものであります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)
普通株式 (注)	809	7	1	815
合計	809	7	1	815

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少1千株は単元未満株式の売り渡しによる減少によるものであります。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式 (注)	2,695	28	1,914	809
合計	2,695	28	1,914	809

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は単元未満株式の買取による増加であり、減少1,914千株は1,900千株が単元株式の売り渡し、11千株が単元未満株式の売り渡し、3千株が新株引受権（ストックオプション）の行使によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3,441</td> <td>2,089</td> <td>1,351</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,450</td> <td>2,094</td> <td>1,355</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具備品	3,441	2,089	1,351	無形固定資産	8	4	3	合計	3,450	2,094	1,355	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2,858</td> <td>1,262</td> <td>1,595</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,886</td> <td>1,273</td> <td>1,612</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	18	3	14	工具器具備品	2,858	1,262	1,595	無形固定資産	8	6	2	合計	2,886	1,273	1,612	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2,719</td> <td>1,660</td> <td>1,059</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,736</td> <td>1,667</td> <td>1,069</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	8	0	7	工具器具備品	2,719	1,660	1,059	無形固定資産	8	5	2	合計	2,736	1,667	1,069
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																							
工具器具備品	3,441	2,089	1,351																																																							
無形固定資産	8	4	3																																																							
合計	3,450	2,094	1,355																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																							
車両運搬具	18	3	14																																																							
工具器具備品	2,858	1,262	1,595																																																							
無形固定資産	8	6	2																																																							
合計	2,886	1,273	1,612																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																							
車両運搬具	8	0	7																																																							
工具器具備品	2,719	1,660	1,059																																																							
無形固定資産	8	5	2																																																							
合計	2,736	1,667	1,069																																																							
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,340百万円 1年超 543百万円 合計 1,884百万円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,192百万円 1年超 491百万円 合計 1,683百万円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,040百万円 1年超 493百万円 合計 1,533百万円																																																								
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 766百万円 減価償却費相当額 709百万円 支払利息相当額 21百万円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 645百万円 減価償却費相当額 610百万円 支払利息相当額 23百万円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,575百万円 減価償却費相当額 1,400百万円 支払利息相当額 44百万円																																																								
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定率法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																								
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息配当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																								
2. オペレーティング・リース取引 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	2. オペレーティング・リース取引 (減損損失について) 同左	2. オペレーティング・リース取引 (減損損失について) 同左																																																								

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	2,877	3,239	361
関連会社株式	110	198	88

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	10	1,260	1,250
関連会社株式	95	95	0

前事業年度末 (平成19年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	10	2,072	2,062
関連会社株式	167	166	△1

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>子会社の株式の譲渡について</p> <p>当社は、当社の連結子会社である㈱アトラスの株式を、㈱インデックス・ホールディングスが実施する公開買い付けに応募することを決定し、平成18年10月30日に東京証券取引所にて開示いたしました。</p> <p>㈱インデックス・ホールディングスの公開買付けに応募し、アトラス株式譲渡により獲得する資金を玩具並びに玩具周辺事業へ投下すると共に、㈱アトラスへ移管しておりましたテレビゲーム事業に関する人生ゲーム等の有力なコンテンツによる商品開発を当社自体で行うことで、ゲームソフト事業を拡大し、事業目標達成へ弾みをつけようとするものであります。</p> <p>1. 譲渡する子会社の概要</p> <p>(1) 商号 株式会社アトラス</p> <p>(2) 住所 東京都新宿区神楽坂四丁目8番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 猪狩 茂</p> <p>(4) 資本金 8,450百万円</p> <p>(5) 主な事業の内容 家庭用ゲーム関連事業、業務用ゲーム関連事業、アミューズメント施設関連事業、遊技機関連事業</p> <p>2. 譲渡先の概要</p> <p>(1) 商号 株式会社インデックス・ホールディングス</p> <p>(2) 住所 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>(3) 代表者の氏名 椿 進</p> <p>(4) 資本金 36,027百万円</p> <p>(5) 主な事業の内容 モバイル事業、エンタテイメント事業、コマース&出版事業、海外事業</p> <p>3. 譲渡年月日 平成18年11月29日</p> <p>4. 譲渡株式数および譲渡価額</p> <p>(1) 譲渡株式数 5,352,700株 (所有割合38.19%)</p> <p>(2) 譲渡価額 2,911百万円</p> <p>(3) 譲渡後の株式数 382,300株</p>		<p>1. 子会社株式の取得について</p> <p>当社は全国で幅広く事業展開する㈱キデイランドとの関係強化による戦略的な玩具売り場構築やオリジナル商品開発などが、当社が推し進める「流通ルネッサンス」に資するのみならず、同社の事業再構築に寄与すると考え平成19年4月17日開催の当社取締役会で㈱キデイランドの第三者割当増資を引受を決議いたしました。</p> <p>(1) ㈱キデイランドの概要</p> <p>①商号 株式会社キデイランド</p> <p>②住所 東京都渋谷区神宮前6丁目1番9号</p> <p>③代表者の氏名 庄司 征男</p> <p>④資本金 1,056,250,000円</p> <p>⑤主な事業内容 玩具、雑貨、書籍の小売</p> <p>(2) 引受年月日 平成19年5月9日</p> <p>(3) 引受株数 1,250,000株 (全数当社引受)</p> <p>(4) 引受価額 1株につき408円</p> <p>(5) 引受価額の総額 510,000,000円</p> <p>(6) 引受後の持株比率 74.42%</p> <p>2. ストックオプションについて</p> <p>当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成19年6月26日開催の当社第56回定時株主総会で決議いたしました。</p> <p>当社の取締役、監査役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項(新株予約権の内容)</p> <p>(1) 株式の種類 普通株式</p> <p>(2) 株式の数 2,100,000株 (上限)</p> <p>(3) 新株予約権の総数 21,000個 (上限)</p> <p>(4) 新株予約権の発行価格 無償</p> <p>(5) 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(6) 1株当たりの払込金額 新株予約権割当日の属する月の 前月の各日（取引が成立しない 日を除く）の東京証券取引所に おける当社普通株式の普通取引 の終値（以下、「終値」とい う）の平均値に1.05を乗じた金 額（1円未満の端数は切り上 げる）または割当日の終値（当 日に終値がない場合は、それに先 立つ直近の取引日の終値）のい ずれか高い金額といたします。</p> <p>(7) 新株予約権の行使期間 平成21年7月1日から平成25年 6月30日までの期間内で当社取 締役会が定める期間といたしま す。</p> <p>(8) 新株予約権の行使により株式を 発行する場合における増加する 資本金および資本準備金 資本金の額は、会社計算規則第 40条第1項に従い算出される資 本金等増加限度額の2分の1の 金額とし、資本準備金の額は、 資本金等増加限度額から増加す る資本金の額を減じた額といた します。</p> <p>(9) 譲渡による新株予約権の取得制 限 譲渡による新株予約件の取得に ついては、当社取締役会の決議 による承認を要します。</p>

(2) 【その他】

平成19年11月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………358百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………3円75銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成19年12月14日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成19年4月5日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(2) 臨時報告書

平成19年4月23日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 臨時報告書

平成19年5月9日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第56期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月27日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）及びその添付書類

平成19年7月18日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書

平成19年8月31日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年8月31日関東財務局長に提出

平成19年7月18日提出の有価証券届出書（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）に係る訂正届出書であります。

(8) 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年9月4日関東財務局長に提出

平成19年7月18日提出の有価証券届出書（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）に係る訂正届出書であります。

(9) 臨時報告書

平成19年9月5日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

(10) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年10月23日関東財務局長に提出

事業年度（第56期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社タカラトミー

取締役会 御中

あ づ さ 監 査 法 人

指定社員 金子 寛人 印
業務執行社員 公認会計士

指定社員 水谷 英滋 印
業務執行社員 公認会計士

指定社員 宮木 直哉 印
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラトミーの平成18年4月1日から平成19年3月31までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社タカラトミー

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 金子 寛人 印
業務執行社員 公認会計士

指定社員 山本 哲也 印
業務執行社員 公認会計士

指定社員 宮木 直哉 印
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラトミーの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社タカラトミー

取締役会 御中

あ づ さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 金子 寛人 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 水谷 英滋 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮木 直哉 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラトミーの平成18年4月1日から平成19年3月31までの第56期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラトミーの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社タカラトミー

取締役会 御中

あ づ さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 金子 寛人 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 哲也 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮木 直哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラトミーの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラトミーの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。